

平成28年11月18日（金曜日）第4回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	辻登代子	議員	12番	工藤吉雄	議員
13番	柏倉信一	議員	14番	木村寿太郎	議員
15番	内藤明	議員	16番	杉沼孝司	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会 委員長	木村三紀	農業委員会会長
菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長	田宮信明	政策企画課長
伊藤耕平	さがえ未来創成 課長	宮川徹	財政課長
設楽和由	税務課長	荒木信行	市民生活課長
森谷孝義	建設管理課長	安達晃一	下水道課長
原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	辻洋一	商工振興課長
松田仁	さくらんぼ観光 課長	阿部藤彦	健康福祉課長
安達徹	高齢者支援課長	竹田浩	子育て推進課長
小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長	軽部賢悦	水道事業所長
土屋恒一	病院事務長	山田健二	学校教育課長
高林雅彦	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
渡辺優子	監査委員 事務局長		

○事務局職員出席者

月光龍弘	事務局長	山田良一	局長補佐
渡邊拓也	総務係長		

議事日程第2号

第4回定例会

平成28年11月18日(金)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問

再開 午前9時30分

○國井輝明議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

○國井輝明議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、1議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成28年11月18日(金)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	除雪について	(1) 出勤条件と優先施設等について (2) 市民からの除雪要望への対応について (3) 私道除雪依頼の対応について (4) 市における小型除雪機の貸出しについて (5) 融雪溝等の除雪対策について (6) 農道除雪の対応について	3番 佐藤耕治	市長
2	新規就農者等育成支援について	(1) ふるさと回帰フェアについて (2) 新・農業人フェアについて		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		(3) 新規就農者定住支援について (4) 青年就農給付金制度について		
3	政治姿勢について	3期目を目指す政治理念と基本政策について	15番 内藤 明	市長
4	原子力政策に関する自治体向けの説明会等について	資源エネルギー庁による全国で実施しているシンポジウムの開催と自治体説明会について		市長
5	教育行政について	学校教育における諸課題と本市の状況について		教育長
6	人といのちが輝く地域医療の充実について	(1) 市立病院の大規模改修計画について (2) 地域医療構想に基づく新改革プランについて (3) 医師及び看護師等の人材確保について	4番 渡邊 賢一	病院事業管理者
7	笑顔あふれる健康長寿社会の地域包括ケアシステム構築に向けた課題解決について	(1) 寒河江市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の実施状況について (2) 特別養護老人ホームの整備と入所待機者の解消について (3) 地域の特性に合わせた在宅医療と在宅介護の連携強化について (4) 認知症高齢者の生活支援について (5) 高齢者の介護予防推進について (6) 介護職員のさらなる処遇改善のための独自支援について		市長
8	安全・安心について	(1) 自主防災組織について ア 現在の組織率等について イ 訓練実施状況及び課題等について ウ 訓練で得られた教訓と施策について エ 今後の方向性について (2) 救急救命の現状と今後の対応について ア 近年のドクターヘリの市内への飛来・搬送実績について	5番 伊藤 正彦	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		イ AEDの設置状況と利用実績について ウ AEDを公民館分館等地域住民や観光客が軽易に利用できる施設に設置することについて		

佐藤耕治議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号1番、2番について、3番佐藤耕治議員。

○**佐藤耕治議員** おはようございます。新政クラブの佐藤耕治です。12月議会トップバッター、よろしくお願いいたします。

寒さも日に日に厳しくなってきました。雪も間もなく降る季節となりました。ことし1年を振り返りますと、日本列島は4月の熊本地震から鳥取地震や台風被害が発生しました。当市においては被害もなく、ほっとしているところがあります。

このたびの質問では、1つに除雪を取り上げた理由として、人口減少の歯どめとして若者定住や移住者の方、さらに本市に移住したいと考えている方へ、車社会である昨今、冬期間の雪道の車運転の不安、特に女性ドライバーからの不安など、さらには議会報告会において毎回意見が出されている除雪や排雪など高齢者の弱者の立場からも意見が出されている状況であります。この地域に住んでよかったと言われる除雪に取り組んでいていただきたいと思っております。

これまでに除雪については先輩議員の方々より質問が出されており、平成18年、24年、27年とことしとさまざまな観点から質問がされておりますが、市民の皆様に行政が行っている周知や対応と町会長さんへの丁寧な説明が必要ではないでしょうか。

では、早速一般質問に入らせていただきます。通告番号1、除雪について。

(1) 市では除雪地域を一斉除雪区域と自主出動区域に分け除雪対応いただいているわけがありますが、出動条件について改めて伺いたします。

また、各地域には小中学校や地区公民館などの公共施設がありますが、これら施設に優先はあるのか。また、除雪対応について……（佐藤議員、一問一答でありますので）の声あり）伺いたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。佐藤議員から除雪について御質問がございましたので、早速お答えをしたいと思います。

この除雪の出動の条件ということでございますが、午前3時半の時点で消防署におきましてその日の積雪量を確認をいたします。そして、10センチ以上の積雪があれば一斉除雪をするということになっております。

ただ、早朝の除雪作業を行うに当たりまして地域ごとに降雪量が異なるという場合もあるわけありますので、その作業を円滑に行うためには自主出動地域というものを、地区というものを定めまして、地区ごとに積雪量を確認をして10センチ以上であれば出動していくというのが状況でございます。

また、日中におきましても市内パトロール、あるいは市民の方からの連絡を受けながら随時積雪状況あるいは交通状況などを確認をして必要な路線において除雪を行っているところでご

ございますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ただいまの説明、ありがとうございます。本市では、地形を見ますと積雪量の差に地域差があるということは、ただいま市長から御説明があったとおりでありますけれども、同じ地区においても積雪量に大きく差が生じている地域があります。特に醍醐地区におきましては慈恩寺、高松、白岩地区など積雪量に差が生じていると思います。

そこで市長にお伺いいたします。積雪量の調査地点をふやす必要があるのではないかと思います。市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** できるだけきめ細かな除雪ということを目指しまして、平成19年度から田代、幸生地区、20年度から白岩地区、そして22年度から高松、醍醐、三泉、柴橋の4地区を自主出動区域というふうに定めまして、各地区に応じた除雪体制により円滑な除雪に努めてきているところでございます。

現在、自主出動区域それぞれ1カ所で積雪量を観測して出動しておりますけれども、御質問のように、その地域内におきましても降雪量に差があるということがございます。御質問のように調査地点をふやすということは一つの手段なわけでありまして、またパトロールなどによる調査でその地域の降雪の一番多い地区、大体毎年決まっているのではないかと思いますけれども、一番降雪量の多い地点に観測点を移すなどということを協力会の皆さんとともに協議をしながら検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 次に、住宅地区内における道路幅の狭い路線や雪寄せ場、排雪対策について行

政の周知活動とともに、町会長さんとの連携や除雪協力会との話し合いについてどのように考えているか市長にお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 特に市街地、町なかでありますれば、その家屋が密集して道路幅が狭い箇所がございます。そういったところなどでは特に雪押し場の確保というのが大きな課題になっているわけでございます。そうした雪押し場の確保あるいは排雪対策などの住民の皆さんへの周知ということでありまして、現実には除雪協力会と路線の調査などを行って、雪押し場として必要な箇所については市のほうで直接協力をお願いしているというのが実情でございます。

また、市民の皆さんの周知あるいは窓口ということについては、12月になりますと、雪の総合窓口というものを市のほうに開設をしているわけでありまして、雪に対する相談はもちろんでありますけれども、地域の皆さんとの共同による除排雪作業の実施でありますとか、町内会で自主的に行う除排雪活動に対するいろんな支援、補助などの説明を行っているところでありますし、また、市報やホームページあるいはチラシなどでも周知を図っているところでございます。

町会長さんとの連携、大変大事なことでありますので、今後も先ほどの雪押し場や各種の除雪についての地元の要望、または地元との共同作業の打ち合わせなどを頻繁に行いながら、円滑な除雪作業を行ってまいりたいと考えているところでございます。

さらに、きめ細かな除雪作業ということを進めていくには、除雪協力会との連携というのが十分なされなければ不可能でございますので、定期的または必要に応じて話し合いを持ちながら円滑な除雪作業を実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 町会長さんとの連絡を密にしな

がら、また町会長さんも2年、3年任期でかわられていることから、丁寧な除雪作業をするためにもぜひ話し合いを密にしながら定期的に行っていただきたいと思っております。

続きまして、(2) 市民からの除雪要望への対応についてお伺いいたします。

市民からの除雪要望への対応について市民からさまざまな多くの要望が寄せられているものと思います。このような声に対して市ではどのような対応をいただいているのかお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほども答弁をいたしました、12月1日からことしも雪の総合窓口というものを設置をして、市民の皆さんからの相談あるいは要望などをお聞きする窓口を設置をしているわけでありませう。

多く寄せられる内容といたしましては、道路や歩道の除雪依頼はもちろんでありますけれども、玄関先に雪を置かれたなどということ、そこを何とかしてほしいというなどの要望もあるわけでありませう。我々としては、そういう要望を受けた場合には現地を調査をして現状に合わせながら対応を行っているところでありますが、道路幅が狭くなった路線などについては、タイヤショベルあるいはロータリー車などをうまく組み合わせながら除雪作業を行って交通を確保していくということが現状であります。

また、昨年度より除雪協力会と連携を図りながら雪押し場等の排雪作業、雪押し場に雪がたまっているわけですが、そこを排雪をしてそこをうまく使ってさまざまな要望のあるところの雪を新たに雪押し場に持っていくという丁寧な間口除雪というものを取り組んでいっているわけですが、昨年は御案内のとおり、雪全体が余り多くなかった状況でありますからなかなかそういう声も多くはなかったんでありますけれども、そういうことも含めてさまざま

な要望などいただいた情報を整理をしながら、当年度対応できるところは当年度対応いたしますけれども、すぐに対応できないところは来年度の除雪計画に反映するなどということで、できるだけ要望に応じてきめ細かな除雪に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ありがとうございます。本当に昨年は雪が少なくて大変よかったということもありますが、やっぱりいつどのくらい雪が降るかというのは予測がつかない、幾ら温暖化でもなかなかその辺は難しい実情だと私も思いますけれども、丁寧な除雪作業を行っていただきたいと思います。

続きまして、(3) の私道除雪依頼の対応についてお伺いしたいと思います。

昨シーズンは大変除雪作業については少雪ということもあったんですけども、私道における来シーズンの除雪依頼件数と対応についてお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 雪が少なかったわけですが、現実的には昨年の私道の除雪依頼件数というのは、早朝一斉除雪2回を実施しておりますが、その一斉除雪の実施の際、行っているということ、依頼件数は26件ございました。これは先ほど申しましたが、早朝一斉除雪の際に朝7時から9時までの間に電話で連絡をいただいて早朝の市道除雪が完了した後に除雪を行っているということでございます。早朝除雪に合わせてほしいという要望もあるわけですが、市で管理している除雪区域、数多い路線があるわけでありませうので、その対応もあってその後ということになりますけれども、時間が遅くなるということについても御了解をいただきながらお応えをしているというのが状況でございます。

今後においても、できるだけ早朝除雪の中で私道の除雪もできるように協力会と連携をしながら、路線の見直しなどについても鋭意検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 次に、(4)市における小型除雪機の貸し出しについてお伺いしたいと思います。

市における小型除雪機の貸し出しにつきましては、以前に市の小型除雪機の貸し出しを行っていたということをお聞きしておりますが、その際の利用者の貸し出し件数と利用状況についてお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 小型除雪機の貸し出しについては、平成18年12月から地域のボランティア団体の方などが高齢者や身障者のみの世帯等の除雪を行う場合に除雪機を貸し出しする制度、事業を実施しておりました。この事業については5年間、実施をいたしました。市報などを通じて利用を呼びかけたところでもありますけれども、5年間で利用件数は1件ということでございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** なかなか周知活動、市報で行っているということもありますが、やはり今、ホームページ、市報と議会だよりもそうなんですけれども、さまざまなことでも市民の方が目に触れる機会が、高齢者の方ですとホームページを見ていないということなどもありますので、さらに周知活動について今後の除雪機貸し出しについてどのように考えているかお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** そういう状況でありますから、除雪機の貸し出しについては、現在のところ、要望は寄せられていないという状況であります

が、要望が出てきた時点で対応していくことになろうかというふうに思っています。

また、こうしたいろんな支援、除雪についての支援につきましては、現在、高齢者などに対する除雪費の支援でありますとか、地域で行う除排雪活動への支援、さらには除雪ボランティア派遣などの制度がございますので、今後ともこれらの制度の利活用について呼びかけていくということもあわせて進めていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 次に、(5)融雪溝などの除雪対策についてお伺いいたします。

本市の道路状況もさまざまであり、道路幅や雪寄せ場が十分でない路線など、排雪作業の効率的な手段として現在、役所内に実験中の融雪槽がありますが、私が考えるに、システムにおける維持費がかかることから融雪溝や流雪溝などを検討してはどうでしょうか。市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 融雪溝あるいは流雪溝というのは雪を処分する、処理するという意味では有効な手段の一つであるというふうにも認識しております。

融雪溝というのは、道路の側溝に温水、温かい水を流して路面の雪をその側溝に投入して解かすという装置というふうに理解をいたしますが、その場合、当然のことながら温水の確保というのが必要になるわけでございます。資料を見ますと、実施の例としては、例えば発電所から流れ出る、流出する温水を利用して融雪をする場合とか、温泉水を利用するなどというのが考えられるわけでもありますけれども、例えば温泉水を利用するということについても、ある程度の湯量というのが必要になってきますし、また水質あるいは温水の温度などの管理というものも必要になるのかなというふうにも思ってい

ます。

一方、流雪溝というのは、雪の固まりの大部分がそのまま解けずに流れていくということですから、流すということになりますから、豊富な水の水量が確保されなければなりませんし、またある一定の速度で水が流れていかなければなりませんので勾配が必要でありますし、その流した先が河川などに接続している、あるいは接続した先が、流れ出た先が水があふれ出るなどということがないようなところということが条件になろうかというふうに思います。特に流雪溝の場合は、一番問題になるのは豊富な水量を確保するということになりまして、必ず問題になるのは水利権というのが問題になるわけでありまして、水をとる取水場から流雪溝までの導水の方法なども課題があるというふうにも考えられるところでございます。

そういった意味では、この融雪溝あるいは流雪溝ということを実現していくには一朝一夕にはなかなか難しい点があるわけでありましてけれども、例えば融雪溝の場合、寒河江には温泉がありますから温泉水あるいは温泉の熱を利用した道路の消雪などの手法が可能性としては実現性の高い手法というふうにも考えられますので、そういった点などについて研究をしていきたいというふうに考えているところであります。

直接温泉水を使うというよりも温泉水の熱を利用してということになりますと、前にふるさと総合公園の歩道などについてそういう消雪の設備を設置した経緯がありますが、そういうことについて改めて実現の可能性などについても探っていきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ぜひ今後、さまざまな立地条件も当然あるでしょうし、整備もしなくちゃならないと思いますけれども、そのような後世につながるような除雪、排雪ということでは、一度

つくったものがずっと後世に伝わるようなことで検討していただければ幸いと存じます。

続きまして、(6) 農道除雪の対応についてお伺いいたします。

最初に、幹線農道は何メートルあるかお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 市内におきまして市が管理をする農道については、総延長は約116キロメートルございますが、そのうち、幹線農道と位置づけられておりますのは、総延長で約25キロメートルでございます。また、これ以外に寒河江川土地改良区が団体営土地改良事業等で整備し管理している農道がありますが、これが約128キロメートルでございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 次に、これまで園芸産地雪害防止取組促進事業により除雪機が導入されておりますが、この事業により導入した除雪機で幹線農道の占める割合の対応と残りの対応、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御質問の園芸産地雪害防止取組促進事業という事業については、積雪による果樹の枝折れ、それから果樹棚やビニールハウスなどの倒壊被害を未然に防止するということを主な目的として枝線農道の除雪を共同で行う機械導入に対して支援をしている事業でございます。市の単独事業でございまして補助率2分の1、限度額は45万円というふうになっておりますが、この事業によってこれまで7基の除雪機械が配置をされ、枝線農道については約25キロメートル除雪が行われているところでございます。幹線農道の除雪実績はないわけでございます。

この農道除雪の対応につきましては、農道は生産活動の基盤の一つでございますので、基本的には受益者の方が負担していただくというの

が原則なのではないかというふうに考えているところがございます。具体的には平場においては、除雪については農地や農業用施設の維持作業などにも活用できる多面的機能支払交付金事業などによって地元活動組織などから対応いただいているというのが現状であります。しかしながら、多面的機能支払交付金事業の対象区域外である中山間地域におきましては、農道延長が長くて、それから、受益者で実施することが特に困難な準幹線的な農道については、特例的に市が約28キロメートルについて春先に除雪を実施しているというのが状況でございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 本当に雪の少ないときにはそんなに農業者の方も要望は少ないかと思うんですけれども、実際に雪の多いときこそ、除雪作業というものが必要になってくるわけでありまして、その農業施設、ハウス栽培やただいまお話があったように、果樹栽培に至る農道の除雪関係では依頼件数は、年によって異なると思っておりますけれども、その依頼件数の数と対応についてお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この除雪依頼件数というお尋ねでございますけれども、先ほど説明申しあげましたが、多面的機能支払交付金事業の活用というのが大変定着しているということもございまして、依頼についてはほとんどないというのが実情でございます。昨年のような雪が少ない場合、中山間地の除雪時期を早めてほしいというような御依頼がありましたので、そのような場合には要望にお応えできるよう時期を調整しているところがございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 最近、本当に多面的機能とは、うちのところでも大変利用価値が高くて大変喜んでるところでもあります。本当に雪が多いときにはどうすればいいのかというと、機械、

オペレーター1人についても1台しか利用できないわけでありましてけれども、その中で、最後の質問になりますが、市が保有している除雪機械について、平場の市道除雪が不要となり機械の稼働していない時期など農道除雪を行えないか市長に御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 市の保有の除雪機械というのは、今、9台あるわけでありましてけれども、基本的には除雪については除雪協力会のほうに委託をしているわけでありまして、除雪については総延長が327.62キロメートルでございます。先ほど申しあげた除雪協力会、39の事業者の方が構成している協力会ですけれども、そこに委託をしているのが253.17キロメートル、委託率は77.3%ということになっております。残りの22.7%については市が除雪をしているということになるわけでございますが、その保有台数は9台ということになります。

その市道が市が除雪をしているところについては、大体完了するのが平場だと2月の下旬と一般的にはなるわけでありましてね。ところが、冬期閉鎖路線などがある中山間地域では4月の上旬まで除雪がかかってしまうという状況でございます。そこを市のほうで除雪をしているということになるわけでありまして、御案内のように、果樹の剪定作業というのは例年、平場でも2月の中旬、中山間地でも3月上旬ごろから始まっていくということになりますと、この時期がちょうどかぶってしまうというところがあって、そういう意味ではなかなかこれからこういう課題をどうしていくかなどについて研究していかなきゃならんと思います。オペレーターの確保、あるいは現在保有している機械で砂利農道の除雪ができるのかなどということもありますので、あわせてその辺のところも研究していきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 除雪についてはさまざまな課題もありますけれども、ぜひ調査並びに検討しながら寒河江市の住みよい除雪に取り組んでいただきたいと思います。本当に住みやすい寒河江市の冬、除雪は地域でできることは地域で、地域でできないことは地域と行政で共同で、地域でできないことは行政で行うことが肝要であると私は思っております。市民生活を守るために昼夜寝食を惜しんで除雪作業に取り組んでいただいている市職員、委託業者やオペレーターの方々には心から敬意と感謝を申し上げます。

続きまして、通告番号2、新規就農者等の育成支援についてお伺いいたします。

初めに、(1) ふるさと回帰フェアについてお伺いいたします。

去る10月22日に東京にて第12回ふるさと回帰フェアに参加させていただきました。全国ブースの中でも350という多くのブースの一つとして寒河江市のブースを設けPRと説明を行い、十数名の方々が寒河江市のブースに訪れていただきました。ワンフロアに訪れる人数とブースの数には大変驚かされました。全国各地の自治体の数からすれば、350というものはやや少ないかもしれませんが、本当にワンフロアで350というと、とてつもない数だなとつくづく感じてきました。

しかしながら、人が人を引きつける難しさ、本当に大変だなということも実感しました。粘り強く続けることが必要だなと感じてまいりました。

そこで、今後の本市の施策についてふるさと回帰フェアについてお伺いいたします。

○國井輝明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 近年、主に中高年がリタイア後の生活を地方やふるさとに求めたり、またファミリー層、若者が子育てしていくなどという視点で安全・安心な地方に移住したいという、いわゆる生き方の多様化などもあって、ふるさと

回帰という流れは世代を問わず広がっているというふうにも思います。

こうした地方での暮らしを希望する都市住民とこれを受け入れたいという地方の出会いの場としてふるさと回帰フェアというものが開催をされているわけであります。ことしで12回目だそうではありますが、来場者1万人を超えるというような大きな催しになっているところであります。

県内からは県を含めて12の自治体が出展をしております。寒河江市でも移住希望者とあわせて新規就農者の誘致ということを目的にして初めて出展をさせていただきました。佐藤議員も新規就農者支援育成協議会の会長という立場でフェアに御同行していただいたということでありますので、先ほどお話しのとおり、そういう雰囲気、中身などについては私から申しあげるまでもないわけでありますが、担当のほうからの話を聞くと、地方暮らしにやっぱり興味を持つ来場者というのがほとんどなわけでありますけれども、残念ながら、新規就農を目的とした来場者はなかなか少なかったのではないかとということでございました。こうした状況がございましたので、ふるさと回帰フェアについては、新規就農者誘致という観点よりもU I Jターンの促進という視点に力を入れて、引き続き今後も出展を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○國井輝明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 次に、(2) 新・農業人フェアについてお伺いいたしたいと思います。

全国農業人口減少が進む中、一人でも多くの新規就農者の募集を展開している新・農業人フェア、私も同じように参加させていただきましたが、昨年からの事業から進捗状況と今後の施策についてお伺いいたします。

○國井輝明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 新・農業人フェアについては、

こととして20年目ということだそうでありまして、これはこととしてすけれども7都市で合計18回開催されるということになっているようでございます。県内からは11の自治体が出展をしております。寒河江市は先ほどありましたとおり、昨年度から出展を始め、今年度は既に9月と11月の2回、フェアに出展をしております。来年2月の最終回にも出展を予定しているところでございます。

いずれの回数、フェアについても200を超える自治体、企業等が出展をしております。このフェアについては全国的な担い手不足、後継者不足の状況を踏まえた、そういう反映したフェアになっているのではないかとというふうに思います。

寒河江市のブースにおきましては、いずれの会におきましても20名を超える相談者がございまして、寒河江市の魅力あるいは農業の現状などをPRさせていただいたところでございます。新規就農者支援育成協議会の方々を中心に若手や農業担い手の方を初め、女性新規就農者、また県内外から本市に定住し就農している新規就農者の方とともに、我々としては、今後もフェアに引き続き参加をして若い農業者が頑張っている、そういう寒河江だということを積極的にアピールしながら新規就農者の誘致を図っていきたくと考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 全国で今、3万人を超す新規就農者の方々が、詳しい数字はちょっと毎月変動するところで差し控えますけれども、大変最近、農業を行いたいという方々が国、県、自治体を含めどこの地区でも本当に頑張っていると思いますので、ぜひこれらについても御支援のほどをお願いしたいと思っております。

続きまして、(3) 新規就農者定住支援についてお伺いいたします。

新規就農者定住促進事業の進捗状況について

お伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** お尋ねの新規就農者定住促進事業については、今年度から新たに創設をいたしました市の単独事業でございます。これは住宅の支援ということになるわけでありまして。家賃の2分の1で上限4万円の補助、それから光熱水費として月額5,000円を補助するという事業でございます。初年度であります。現在2名の方から御利用をいただいております。そのうち1名の方については、これまで18年継続してまいりました都市と農山村交流事業というのがございますが、寒河江市に就農体験に訪れた早稲田大学の卒業生であります。寒河江市の農業に触れて寒河江の田代で農業をやりたいということで大学卒業後に農業研修を終えて、ことから田代地区に移住をされております。この18年間続いた都市と農山村交流事業がようやく実を結んで来たのかなと思っております。もう1人の方は新庄市出身の方でございます。御家族とともにことしから三泉地区に移住をされて取り組んでおられます。この2人の方からは寒河江の農業を今後とも担っていただけるよう、我々としても見守っていききたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** この支援は確かに住宅の支援でもありますけれども、就農ということでは農業の経営の支援も重ねて行わなければならないかなというふうに私は思っております。特に土地のあっせんや栽培指導、そして販売関連などの情報提供やそういうものが大変重要ではないかと思っておりますが、その対応についてお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 確かに新規の就農者の皆さんへのおっしゃるような支援ということも大事だということふうに思っているところであります。農業

の経営支援などについては、県外から寒河江市のほうに転入して継続的に就農していただく45歳以下の新規就農者及び研修生などに対しまして、農業技術や農業経営などについて指導してくださる農業者の方のアドバイス料を支払いをする農業支援事業というものを今年度から新たに創設をいたしました。やはり新規就農者の方を受け入れていただく、あるいはアドバイスしていただく方がいなければ、なかなかそういうことが進んでいかないということがございましたので新しい事業を創設をしたところでございます。

また、御指摘のとおり、農地のあっせんというものも大事でありますので、積極的に情報提供あるいはマッチングを図るということをしておりますし、市の単独事業であります新規就農者等農地集積支援事業として借地料を補助しております。そういったところで農地を円滑に集積できるようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

さらに、農作物を生産しても販路を開拓をするということもなかなか初めての場合は難しいというお話もありました。販路開拓の支援につきましては、これまでの市場流通に加えまして、直売あるいは観光農園などの対面販売とかインターネット等による通信販売などを就農者がみずから有利な販売戦略を検討できるような情報提供に努めていきたいと考えているところでございます。

いずれにしても、今後も新規就農者の方々あるいは関係者の方々からいろんな御意見を頂戴しながら、より一層支援の充実に努めていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 本当に支援が就農者にとって実のあるように末永く支援していただきたいと思いますと思っております。

続きまして、(4) 青年就農給付金制度につ

いてお伺いいたします。

近年、国の制度を活用して農業を営む45歳未満の方への青年就農給付金制度がありますが、これまでの人数と経営類型をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この青年就農給付金制度を活用して農業を営んでいる経営開始型の受給者数ということになりますが、現時点では16名の方であります。経営類型といたしましては、露地果樹が6名、露地野菜が5名、それから水稲、施設野菜、乳用牛が各1名、それから水稲と果樹の複合経営が1名、露地野菜と施設野菜の複合経営が1名という内訳になっております。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 関係機関の方々から農地のあっせんやさまざまなことで支援していると思っておりますが、大変厳しい農業情勢の中でも経営の基本として経営は数字からと言われており、簿記記帳が大変重要と認識しておりますが、指導の対応についてお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 改めて申しあげるまでもありませんけれども、農業経営につきましては、保有資産の種類あるいは生産作物の種類も多いわけでありまして、また収入や支出の形態も多様であります。その中で農業経営の状況を正確に捉えていくためには簿記記帳するというのが大変大事であるというふうに言われているわけがあります。

また、経営規模拡大あるいは合理化というのが課題にあるわけでありまして、そうした場合の資金の借り入れ等が発生をしまいがちです。農業経営の長期計画に基づく必要な資金額の算定、あるいは返済計画などにも簿記記帳というのが必要になってくるというふうに思っておりますので、我々としては、年度末の面接の際に指導を行っているところでございますけれども、今後につきましては要望に応じてさらに

勉強会の開催なども検討していきたいというふうに考えております。

- 國井輝明議長** 佐藤議員。
- 佐藤耕治議員** 次に、この青年就農給付金制度、国の事業でもありますけれども、これが継続していくことであれば、市の施策として新規就農者目標人数があればお伺いいたしたいと思いません。
- 國井輝明議長** 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長** 寒河江市における新規就農者目標人数については、第6次の振興計画にも掲げておりますとおり、平成28年から平成37年までの10年間の累計で140人という目標を掲げているところであります。引き続き目標達成に向けて一層努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。
- 國井輝明議長** 佐藤議員。
- 佐藤耕治議員** 青年給付金制度並びに若い方々が農業をしていくということで、制度を活用した場合には制度が終了するわけでありますが、この受給された方々の終了後の経営指導などについては、市ではどのように考えているかお伺いいたします。
- 國井輝明議長** 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長** 新規就農者の育成支援ということについては、日本全体の農業を維持していくということで大変大事なことでありますし、我々としては今後も青年就農給付金制度は維持されるべきものだというふうに考えているところでございますが、受給終了後、3年間は継続して就農状況報告書を提出をしていただくということになって、現場確認を受けなければならないということでもありますので、その都度、経営指導などを行って適切な経営相談に応じていくことにしているところであります。

また、新規就農者の支援育成協議会の御協力をいただきながら就農相談会を年1回開催して情報提供や意見交換会を行っているところでご

ざいます。こうした活動を通じて市を挙げて新規就農者の支援育成、今後とも努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

- 國井輝明議長** 佐藤議員。
- 佐藤耕治議員** 最後になりますが、農業の振興は、やっぱり新規就農者も含めて担い手育成、必要不可欠であると私は思っております。関係団体との連携や地域住民の理解と協力が必要であると思っております。寒河江市の農業発展に微力ではありますが全力を尽くして私も協力したいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申しあげまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

内藤 明議員の質問

- 國井輝明議長** 通告番号3番から5番までについて、15番内藤 明議員。
- 内藤 明議員** おはようございます。

市民クラブの内藤 明です。通告の3番から5番まで一般質問を行いますので、市長並びに教育長にはよろしく答弁いただきますようお願いを申しあげる次第でございます。

さて、去る8日にアメリカの大統領の選挙が行われたわけでありまして、直前まで優勢と伝えられておりましたヒラリー・クリントンさんが敗れるという大波乱がありまして、波乱かどうかちょっとわかりませんがそういうふうな結果になったわけでありまして、そして、共和党の実業家でありますドナルド・トランプさんが大統領に就任をされるようなことになるわけでありまして、今、そのトランプ氏の人事や政策をめぐって世界中が注目をしているわけでありまして、最近はこのニュースに目を離せないような形になっているというふうに思います。

昨日の夜のニュース番組でもやっておりましたが、安倍総理がきょう、会談はもう終わった

のかな、きのう、ニューヨークに飛んで主要先進国といいますか、外国の要人では初めて選挙後にトランプ氏に会うというふうなことで勇んでニューヨークに飛んだというふうなことがニュースになっておりました。

T P Pの問題がどういうふうになるのか大変気がかりなところでもありますけれども、きのう、そのニュースの解説者によると、アメリカの大統領というのは、選挙前に約束した公約といたしますか、これを大統領になって覆すということがありなんだそうですね。日本にあって、例えば市長のような市政を担う方々が公約を破るなんていうことはあってはならないことではありませんけれども、こういうのはありなんだそうですね。ですから、非常に気がかりなところがあるわけでありまして、また、つけ加えて解説者が、トランプ氏の人柄、あるいはこれまで実業界で積んできた歩みについていろいろ解説を行っていたところでもありますけれども、上からの目線でなくしてトランプさんは間が合う人間といたしますか、それを判断の基準とするということも言っていて、そういう意味でそういうふうな形で決断されることが多いという話もなされておったわけでもありますから、そういう点からすると、安倍総理と話し合いをする中で、安倍さんのほうから、これからは私の空想ですが、安倍さんのほうから、「いや、実は私も選挙前はT P Pに反対しておったんですよ」なんていう呼びかけをされて、今後のことではありますが、T P Pの批准はすべきだななんてなる可能性だってなきにしもあらずだな、こういうふうに思ったところでもありますけれども、普通は私のような素人はそうしたことに考えも及びもつきませんけれども、そういうことでは両方の日米の国民はどういうふうになるのかなと、こういうふうないい面の皮になるんだなというふうにつくづくこのように思っているところでもあります、市長選挙とは余り関係ありませんが、あえ

て関係のあるところといえば、市長選挙の前に、あるいは大統領選挙の前に住民やあるいは国民と対話を重ねる、こういうふうなことだろうなというふうに思っているところでもあります。

質問に移りますけれども、佐藤市長も2期8年が間もなく終わろうとするわけでもありますから、さらに対話を広げて市政に当たるといことは大変重要だなと思っているところでもあります。

そこで、去る6月定例会において沖津議員の質問に答えられて3選の出馬を表明をされたわけではありますが、今、市内の各地を回られて市政報告会等を開かれながら対話を重ねているというふうに伺っているところでもありますけれども、選挙戦になれば、当然選挙広報等で公約等が発表されるわけではありますが、何か最近の新聞を見ますと、立候補を表明されているのは佐藤市長1人という話もあって、もしかしたら無競争になるんじゃないかという心配もあります。心配というか、選挙公約が表に出てこなくなるんじゃないかなと市民サイドからすれば心配でありまして、私もそういう意味で議員という立場で市民の皆さんから、それは議員たる仕事じゃないかというふうにけつをたたかれているわけでありまして、そういう意味でお尋ねをするわけではありますが、3期目を目指されるみずからの政治理念と基本政策についてお伺いできればというふうに思っているところでもあります。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 内藤議員から政治理念と基本的な政策ということでお尋ねがありましたが、たしか4年前の11月の議会でも内藤議員からそういう御質問をいただいてお答えをしたのが議事録にも載っていたわけでもありますけれども、私は、平成20年12月の選挙で佐藤誠六前市長の勇退を受けて、その選挙で「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」というものをスローガンとして当選をさせていただきました。

そういったときに、やはり市民の皆さんが主役の市政、市民主体の市政運営というものを強く進めていきたいということで取り組ませていただきました。

御案内のとおり、具体的には地域座談会の開催をしたり、あるいはアンケートをとったり、あるいはワークショップなどを行いながら市民の声を吸い上げて市政に反映するという取り組みをさせていただきましたし、また100人評価委員会などを実施をして行政の進捗、いろんな施策の進捗などについての評価をいただいているところであります。また、市長への手紙などもさせていただいて、いろんななかなか表立って言うことのできないような市民の皆さんの声なき声をできるだけ吸い上げていきたいというふうに取り組みを進めてきましたし、商工会青年部の皆さんから議会の御協力もいただきながら子ども議会などでの子供さんの声なども幅広くお聞きをして、市政にできるだけ反映をさせていきたいというふうな取り組みを進めてきましたし、また、それだけでなく新たな課題などにも柔軟に対応していかなければならないということで進めてきました。

そういう意味では、市民とともにまちづくりを進めてきたというふうに思っているところでございます。そういった姿勢が、言うならば私の政治理念なのかなというふうに思っているところでございます。

4年前には2期目の当選をさせていただいたわけでありすけれども、1期、2期目、その都度、基本政策を掲げながら、それぞれの項目についてその達成状況なども点検をしながら政策を進めてきたわけでございます。

今、寒河江市にとりましては第6次振興計画がスタートをした年になっているわけでありす。これは10年間の寒河江市のまちづくりの指針でありますから、将来都市像「さくらんぼと歴史が育むスマイルシティ寒河江」というもの

を実現していくために着実な取り組みというものが求められているかというふうに思っております。

来るべき12月の市長選挙におきましては、先ほど申しあげましたとおり、多くの市民の皆さんの声、御意見などを踏まえながら、そして、これまでの8年間の市政運営を十分検証して、そして、今後の4年間になすべき課題というものを、テーマというものをお示しをして市民の皆さんの期待に応えていきたいというふうに考えているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 通告をした時期がちょっと迷いの時期だったものですから少し時間が経過をしているので、あるいは市長のほうでそうした政策についてもう既にお出しになられているのかもわかりませんが、たしか前はオンリーワンのまちづくりを初め、5つの政策目標を定めてさまざまな政策を打ち出されたというふうに思っておりますが、ただいまの御答弁の中で、第6次振興計画をこの10年間の計画をそれぞれ指針に従って進めていくというふうなことであるだろうというふうに思います。

そこで今回は、この前、5つの政策目標を掲げられました。具体的にそうした目標があるのかどうか。5つをこの前、掲げられましたね。例えばオンリーワンのまちづくりを初めとして5つの目標を掲げられたわけですが、そうした目標があるのかどうか、それも伺いたと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど御答弁申しあげましたが、当然のことながら、公約などについてはいずれそういう時期に取りまとめていくということになるのではないかとこのように思います。今、寒河江市におきます大変重要な課題ということを考えますと、やっぱり人口の問題、人口減少

をどうして対策を講じていくのかということ、さらには安全・安心の問題など、そして、寒河江の持つ宝というものをどういうふうにしてブランド化をして情報発信をしていくかなどについて、大きな課題になっているのではないかと考えているところがございます。いずれにしても、少し時間をいただきながらしかるべきときに御質問の内容についてはお示しをしていくということになろうかと思えます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** ぜひ早目にお知らせ等をお聞きしたいのと、こういうふうをお願いをしておきたいと思えます。余り掘り下げますと、選挙の事前運動なんていうふうになると困るものですからこれ以上申しあげませんけれども、できるだけ早い機会にお示しをお聞きしたいものだなというふうをお願いをしておきたいというふうに思えます。

それで、次に通告番号の4番について御質問をさせていただきますが、資源エネルギー庁による全国で実施しているシンポジウムの開催と自治体の説明会についてということでお尋ねをしたいと思えます。

市長も御承知のように、高レベル放射性廃棄物は原子力発電所から出る超猛毒の核のごみで、地層処分の安全性についてはいまだ確立をしていないというふうに言われているわけでありませう。さきに資源エネルギー庁は、高レベル放射性廃棄物の地層処分を決定し、実施主体を原子力発電環境整備機構として公募をしましたが、地元の反対等があつて政治的な困難を引き起こしております。

こうした中で、政府は原子力発電所の再稼働を推し進めようとしているわけですが、問題は、先ほど申しあげました放射性廃棄物である使用済み核燃料や高レベル廃棄物において、既に保管量が容量いっぱいになっているにもかかわらず、つまりこれ以上ふやせないという状

況の中で上限を確定しないままに、原発の再稼働に踏み切る姿勢であるというふうに思えます。

日本学術会議も指摘をしておりますが、それを曖昧にして新たな方針として国が関与しての候補地探しの説明会が行われ、県や各市町村にも出席を求めているというふうに言われております。

具体的には去る10月8日に山形市において資源エネルギー庁による県民向け地層処分セミナーが開催されました。関係者によりますと、説明した内容についても目新しいものがなく、説明会を全国で行ったというアリバイづくりの一つで、原子力発電所の再稼働に向けた地ならしではないかというふうに指摘をされている向きもございます。

そこでお尋ねをしたいというふうに思いますが、放射性廃棄物という核のごみの始末に筋道が見つからない現在、原子力発電を続けるのは無責任で、自然エネルギーや省エネルギーを生かした循環社会を目指すべきという国民世論が多い中で、こうしたシンポジウムやセミナーを開催することについて市長はどのような御見解をお持ちかお伺いをしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 去る10月8日に山形市を会場に開催されました「高レベル放射性廃棄物について考える地層処分セミナーin山形」などの実施についての見解という御質問でございますが、まずは高レベル放射性廃棄物についてお話をさせていただいて論点を整理させていただきたいというふうに思えます。

資源エネルギー庁の資料によりますと、原子力発電の運転に伴い使用済み燃料が発生をするわけですが、日本では使用済み燃料を再処理して取り出したウランやプルトニウムを再利用しつつ、廃棄物の量を抑える核燃料サイクルを推進する方針としております。その再処理の際に生じる放射性の高い廃液を固体化したも

のが高レベル放射性廃棄物ということになるわけであり、これを最終処分するために国際機関や世界各国でさまざまな処分方法が検討されているということでございます。

その中で、深い地層が本来持つ物質を閉じ込めるといった性質を利用して、人間の生活環境から隔離する地層処分が国際的に共通した考えとなっております。日本でも高レベル放射性廃棄物を厚い金属の容器に格納した上で、地下深くの地層の中に埋設をするということにしているわけでございます。

こうした背景により、地層処分の事業実施主体として原子力発電環境整備機構（NUMO）が設立されまして、2002年から処分地選定の調査の受け入れ自治体を公募してきたわけであり、内藤議員御指摘のとおり、現在に至るまで応募が得られず調査が着手できていないという状況でございます。

政府といたしましては、2015年に最終処分法に基づく基本方針を改定し、自治体からの応募を単に待つのではなく、科学的有望地を提示するなど政府が前面に立って取り組みを進める新たなプロセスを追加したわけであり、

科学的有望地につきましては、1つには処分後の長期の安全性、2つには施設の建設・操業時の安全性、そして3つには輸送時の安全性などを基準に適性の高さを判断しようということになっているようでございます。

以上のような内容が去る10月8日のセミナーでも説明されたと考えております。

これらセミナーやシンポジウムの開催に対する見解はどうかということでありますが、原子力政策を推進する政府の立場を推察をすれば、全国的に幅広くセミナー等を開催することに関して正しい知識を理解する機会を広めると、得るといった観点からはもちろん、否定する立場にはありません。ありませんが、東日本大震災時における福島第一原発事故による影響が今も続

く現状、さらには寒河江市におきましても、福島県などからの多くの避難者を受け入れてまいりましたし、風評被害による東北地方への観光客の激減など、私どもがみずから体験した実態もあるわけでございます。東北における原子力政策については、政府としてそうした状況を踏まえて対応してほしいというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、今後とも政府の動向に十分注意をしながら、可能な限り多くの情報を収集してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**国井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。
再開は11時5分といたします。

休 憩 午前10時52分

再 開 午前11時05分

○**国井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤議員。

○**内藤 明議員** ただいま市長から御答弁をいただきましたけれども、シンポジウム等に対する御見解を伺ったわけですが、正しい知識を広めるために、政府といいますか、担当の省庁がすることについては批判は避けたいというお考えのようでありましたけれども、正しい知識かどうかというのは、これは問題でありまして、つまり日本は御承知のように、地震国でもあります。また火山列島ですね。確かにフィンランドにおいては高レベル放射性廃棄物を地層処分するというところでござりますが、聞くところによりますと、フィンランドの地層というのは非常に安定しておりまして、18億年間、動かなかったという安定した地層だそうであり、ところが、日本は、先ほど申しあげましたように火山列島であり、最近ではことごとく地震が発生をしている状況にありまして、安全性にはほど遠いんじゃないのかなというふうに私は思っているところであります。

したがって、つまるところ、そうしたもの、もともなっているもの、つまり原子力発電をやめるような方向で政府としては考えるのが本来の筋道であろうなというふうには私と考えているところでもありますけれども、ぜひ市長におかれましても、そうしたような見地にお立ちをいただきたいというふうにお願いをしたいと思えます。

続きまして、資源エネルギー庁による山形県の自治体に説明会がなされたというふうに言われております。去る5月31日、霞城セントラルで非公開で行われたそうではありますが、そこで、政府は高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する閣僚会議において、処分場候補地に適した科学的有望地について2016年度中に示す方針を決めております。先ほど言われましたが、地下の安定性、輸送時の安全性などの観点から適性が低い、あるいは適性がある、そしてまた適性がより高いという3つに分類して日本地図をそれぞれ色分けするそうでございます。そして示すというふうには、提示をするというふうに言われておりますけれども、私の仄聞するところによりますと、本県においても、朝日連峰の一角にその有望地があるというふうな話もございます。仮にそうした場合に、県内の自治体全体で私は反対の運動を起こす必要があるんじゃないのかなというふうには思います。そうした意思表示をすべきであろうというふうには思いますが、仮の話で恐縮ですが、間もなく色染めされるでございましょうから市長の御見解を承りたいと思えます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど御質問ありましたけれども、昨年の12月に開催された最終処分関係閣僚会議において決定された今後の方針によりますと、科学的有望地について地層処分の実現に至る長い道のりの最初の一步として、国民や地域に冷静に受けとめられる環境を整えた上で、平

成28年中の提示を目指すというふうにはされているところであります。近い時期に政府からの提示がある可能性を示しているということは御指摘のとおりであります。

そういう状況でありますので、日本各地における科学的有望地の一つとして山形県内から選出される可能性はゼロとは言い切れないというふうになろうかというふうには思います。仮に何か動きがあるということになりますれば、これは県あるいは他の市町村とも連携を図りながら対応していくということになろうと思っております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** ぜひそのような対応をしていただきたいなど、こういうふうには思っているところであります。繰り返すことになるわけでありまして、朝日連峰というのは、本市を流れる最上川の上流部に当たるわけでありまして、また母なる川というふうには言われている、山形県にとっては母なる川ということで全域に及ぶような流域からしますと、そういうふうになるわけでありまして、ぜひそのように対応していただきたいなと思っております。

それから、少し山形市で行われましたセミナーの質問と回答といいますが、答弁のことを申しあげますけれども、それを見ますと、まんざらうそじゃないなというふうには思っているんですけども、その話も。というのは、先ほど申しあげました朝日連峰のところというのは、例えばこういうふうな質問がなされているんですね。沿岸から20キロメートルが科学的有望地なら内陸地は適性のある地域にならないのかという問いがあるんですけども、それに対して沿岸地から20キロメートル以内が輸送面で有利というだけであって、内陸部であっても適性が認められるケースはあるというふうには言われております。それからしますと、必ずしも山形県は火山も地震もないからということで適性だなんて言われ

たら大変だなという思いがありますので、そうしたときには敏感に御判断をいただいて対応をお願いしたいというふうに思っているところがあります。

続いて、通告番号5番の学校教育における諸課題と本市の状況について草苺教育長にお尋ねをいたします。

御承知のように、文部科学省は去る9月29日に全国学力テストの結果を公表いたしました。新聞等の報道によりますと、山形県は全般的に低下傾向にあったが、知識の活力を調べるB問題で小中の国語と算数、数学の全てで前回より成績を伸ばすなど改善の兆しが見られる結果となった。一方で、長年の課題となっている算数、数学は、基礎的知識を見るA問題を含め依然として全国との差はあったと。県教委は本年度も有識者会議による学力向上プロジェクト会議を開催し、授業の改善につなげる方針としているという記事が掲載をされておりました。

そこでお尋ねをいたしますが、本県の学力向上プロジェクト会議のメンバーはどのような方々で構成をされているのかお答えを願いたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 本県の学力向上プロジェクト会議のメンバーということでございますのでお答え申しあげたいと思いますが、本県の児童生徒の確かな学力を育成すると、そういう方策について意見を聴取するために山形県学力向上プロジェクト会議というものを設置、開催しているところでもあります。

今年度のメンバー、外部委員ということになりますけれども、10名いらっしゃるようですが、山形大学地域教育文化学部の学部長、それから民間の教育研究所の副所長、それから民間会社の経営者、それから市と町の教育委員会のそれぞれ教育長と教育委員、それから県家庭教育アドバイザーの方、それから県のPTA連合会母

親委員会の委員長さん、そして県連合小学校長会の代表の方、県の中学校長会の代表の方、県高等学校長会の代表の方、以上の10名であります。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 今、お名前まで発表をいただけませんでしたけれども、次の質問に余り名前はかわりないですからそれはそれでいいんですが、何か公表できない理由があるんですか。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 特に公表できないということではないんですが、役職団体からしているということなので、こういう答え方をさせていただきました。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** それでよしとおきたいというふうに思いますが、次の質問にかかわり余りないものですから、というのは、文部科学省の言う学力テスト、つまり学力という視点からすれば、その学力テストの結果については、本市だけでなくテストを実施しているそれぞれの各学校によってそれぞれ傾向といえますか、正答率の傾向というのは違うというふうに思うんですね。ですから、そうしたアドバイザーといえますか、失礼、学力向上プロジェクトの会議のメンバーの方々がいろいろ議論なされて県の学力といえますか、検討されたものが本市にどのようなことによって本市の小中学校の授業などに改善されるようなことが言われているのかなと、こういうふうなことでお伺いをしたわけがあります。そういう意味で、そこで検討された会議の結果について、本市の小中学校にどのようなことで生かされているのか、次の質問にさせていただきますと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 授業の改善策について会議の中で話されたことがどう生かされているかということでもありますけれども、これまでの3回、

会議が開かれたようではありますが、1つには覚えた知識を活用する学力をどう育成していくか、育成していく必要があるということが1つであります。それから、算数、数学を中心とした応用力の育成、これを図ることが必要だと。それから、保護者に探求型学習の取り組みというものを具体的に伝えていく、そういうことが必要である。そして、授業に結びつく家庭学習の大切さ、こういったことについて話し合われたようであります。

本市においても、活用する力、あるいは算数、数学の学力の向上ということが課題となっていることなどを踏まえまして、次の5つの視点を示して授業の改善に努めているところであります。

それは1つは、授業における見通しと振り返りの充実ということ、それから2つには探求型学習の積極的な導入と単元構成の工夫、3つに個に応じたきめ細かで確実な指導の充実、4つには児童生徒の学力というものの多面的な分析、そして5つ目は全校的、全市的な研修を生かした授業づくりということがあります。

学校の取り組みにつきましては、お便り等、学校通信等でお知らせするだけでなく、授業参観等で探求型学習を取り入れた授業を参観していただいたりしております。

また、家庭学習についても時間的な長さの問題だけでなく授業と連動させた予習や復習、このあり方を工夫するなど授業に結びつけた家庭学習のあり方ということについても、その工夫と改善に努めているということでございます。

○**国井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 同じ新聞報道によりますと、県教育委員会は今後についてこの全国平均を下回った算数、数学等については、全国学力テストの過去問題を活用した教材、つまりスパイス問題シートの利用を一層促進するとともに、国語のA問題のローマ字の読み書きに関してICT

を活用してローマ字になれる機会もつくりたいというふうにしているようであります。

こうした県教委の対応について申しあげますと、結局のところ、つまり正答率の比較によって教育現場に順位の上昇を求めることにしかないのではないかというふうには私は思っております。本心かどうかは別にして、文部科学省が言うには、過度な競争が生じないように十分配慮することが必要だというふうに言っているわけではありますが、そこからしますと、県教委のそうした方針は、私は間違っているというふうに思いますが、教育長の御見解を伺いたいと思います。

○**国井輝明議長** 草薙教育長。

○**草薙和男教育長** スパイスシート、ローマ字の問題を出されまして方針が間違っているのではないかというお話でございましたけれども、県教委が作成をしているスパイス問題シート、この活用とか、あるいはローマ字の学習にICTを活用するといった工夫というのは、なれさせるということで点数を上げることを目的としているものではないと捉えております。

スパイス問題シートというのは、全国学力調査の問題を対象学年だけでなく、しかも1回限りのものとするのではなく、単元づくりとか授業づくりとか、あるいは毎時間の学習問題、評価問題、さらには意欲を高める家庭学習などに活用できるように工夫されたシートでございます。単に過去問題を繰り返して練習させるということを意図してつくられたものではないというふうに思っております。

また、ローマ字のことですが、ローマ字の学習にICTを取り入れるというのは、これはローマ字を読んだり書いたりする学習に加えてローマ字入力という操作活動を取り入れることで、ローマ字が使えるよさというものを実感させる工夫の一つであるというふうを考えて捉えております。

御指摘のように、過度の競争につながることはないように十分に配慮しながら、スパイス問題シートあるいはICTの活用ということ、これだけではなくてさまざまな指導方法のよさを効果的に取り入れることで、児童生徒一人一人の確かな学力の育成を図ってまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 時間も残り16分ぐらいになりますが、いろいろ議論したい点があるんですが、通告している中身がまだありますので先に進ませていただきたいと思います。この学力テストの結果についてこうした序列主義を強めているのはマスコミに責任があるんだという見解もありますけれども、現実的に申しあげますと、この学力テストの狙いからすると、相当ずれが生じているんじゃないのかなというふうに私は思わざるを得ないわけでありまして、今、こういう時期にあって、つまり子供たちが学びを育む、そしてまた、その環境をどういうふうにつくるかというふうな視点で私は教育について改めて問い直す時期に来ているのではないのかなと、こういうふうに思うわけでありまして、教育長の見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 学力テスト、教育について問い直す時期に来ているのかというお話であります。御承知かと思いますが、全国学力学習状況調査には目的が3つございます。

1つ目は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上という観点から、全国的な児童生徒の学力あるいは学習状況を把握、分析して、そして教育施策の成果と問題を検証する。さらにその改善を図るということが1つ目でございます。

2つ目は、そのような取り組みを通じて教育に関する継続的な検証改善サイクルというものを確立していく。

3つ目は、学校における児童生徒への教育指

導の充実、学習状況の改善等に役立てるといって、この3つの狙い、目的があるわけですが、文部科学省からも調査前に過去問題を集中的に解かせるなど点数を上げることを主目的とした取り組みをしないよう求めると、こういう通知がなされているところであります。本市においてはそのような実態はないと捉えております。

教育委員会といたしましても、御指摘のあった全国学力学習状況調査についても本来の目的に沿って取り組むことによって、本市における教育指導の充実、学習状況の改善等に結びつけてまいりたいと、こんなふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** ぜひ改善に結びつくようにお願いをしたいというふうに思っております。

次に、この学力テストの問題に関して最後になりますが、ホームページ等によりますと、松江市の教育委員会でこの学力テストの結果について学校別を公表しているというふうなお話でございます。文部科学省が各市町村教委で公表可能とした2014年からずっと公開しているそうではありますが、そしてまた、本県の吉村知事の考え方がこの前、新聞に載っておりましたが、市町村別、学校別の成績表の公表について成績の上位に限って市町村を公表すべきとの考えを示しておったようであります。県教委は検討するというふうなことで報道をされておりますけれども、こうしたことについて私は前にも申しあげておりますが、先ほども申しあげました序列主義をあおりかねないということで、公表は私は控えるべきだというふうに考えますが、改めて教育委員会の見解を求めたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 公表の問題についてお答えをしたいと思います。

公表につきましては、御承知のとおり、文部科学省から調査結果についての公表を行う教育

委員会あるいは学校においては、単に平均正答数、あるいは平均正答率などの数値のみの公表は行わない。調査結果について分析を行ってその分析結果というものをあわせて公表すること。さらに調査結果を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと、こういったことが通知がなされております。

本市では、これらの点を十分に踏まえまして市全体の学力の状況とその考察の公表に際しましては、評価の平均正答数あるいは平均正答率を単に数値として示すのではなくて、グラフや文章でその特徴的な内容について表記するとともに、分析した結果を今後どう生かすか、その対策も具体的に示すということで各学校における指導の改善に資することができるようにしているところであります。したがって、本市におきましては、今後とも序列化や過度の競争が生じないようにするなど十分に配慮して対応してまいりたいと思います。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 次に、いじめの問題についてお伺いをしたいと思います。

いじめ防止対策推進法が施行されて3年を経過をするわけですが、このところ、まだ被害を受けて子供がみずから命を絶つという報道が後を絶たないような状況になっております。専門家の話では、このいじめ対策の模索は続くものの、形骸化しているのじゃないのかという指摘もあります。

ところで、先日、これも文部科学省の2015年度の調査で前年度比で19.4%増で過去最高となったと、いじめについて報道がなされました。全校種で増加して、このことについて文部科学省は、学校が積極的にいじめを見つけた結果と見ているというふうに報じておりますけれども、本市においても、いじめ防止基本方針を策定し、いじめ根絶に向けて取り組まれていることは承知の上であります。一方でこうした報道もあ

りますので、管内の小中学校においていじめの調査結果、前年度の対比でどのようになっているのかお伺いをいたしたいと思います。

○**國井輝明議長** 草薙教育長。

○**草薙和男教育長** いじめの状況についてのお尋ねでございます。御指摘のように、文部科学省、平成27年度の問題行動等の調査におきましてはいじめの認知件数は22万4,540件、前年度より19.4%増加して過去最多となったと、こういう結果を公表しております。

本市におけるいじめの認知件数につきましては、これとほぼ同様の傾向でありまして、平成27年度は前年度よりも19.3%増加しております。

いじめの具体的な態様としては、冷やかしかからかい、悪口などこういう態様が最も多く、これが認知件数の増加にもつながっております。

しかしながら、このような認知件数の増加傾向というのは文部科学省も指摘しておりますように、本市においてもいじめに該当すると判断される事例については、決して見逃さない、きちんと認知して必ずその改善を図ると、こういう姿勢をあらわしているものと捉えております。

このようにどんないじめもきちんと認知して改善しようとする姿勢が大切であるということはもちろんですが、いじめ問題をしっかりと分析をして、いじめそのものを減少させる取り組みもまた重要であると思っております。今後とも関係者、関係機関、学識経験者等からの御理解、御助言をいただきながら学校、家庭、地域、連携していじめのない学校づくりに努めてまいりたいと思います。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 積極的に見逃さないという視点で調査した結果だというふうに御答弁がありましたので、素直にそのように承りたいというふうに思います。

最後に、平成28年度教育委員会事務事業点検評価報告書の小中学校の就学支援事業についてお尋ねをしたいと思います。

以前にも私、指摘をしましたが、全国的に子供の貧困がふえている状況にあります。そのことを反映してか、教育委員会の事業評価にあるように、本市においても経済的理由で就学が困難と認められる児童生徒が増加しており、学用品など就学に必要な経費について支援する本事業の意義は大きく、また支給品目の拡充を望む声もあるというふうにしておられます。

ところで、今後の対応の中で学校給食費の支給額が国の基準額、括弧して要保護となっておりますが、より低いことから検討を重ね、対象世帯の経済状況を的確に評価して適正な就学支援を実施をしていくというふうになっております、というか、そういうふうになっておりますが、私はこの国の基準を満たすように直ちに対処をすべきというふうに思いますけれども、教育委員会の言われる検討を要するその課題について、どういうふうなものなのかお尋ねをしたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 児童生徒の就学援助費についての御質問であります。準要保護者に対する就学援助につきましては、寒河江市児童生徒就学援助費交付要綱、これによりまして実施をしているところであります。

その支給項目といたしましては、学用品費、通学用品費、学校給食費、校外活動費などが対象となっております。これらに対して援助することにより当該児童生徒の就学機会の確保というものを図っているところであります。

先ほど御指摘ありましたように、事務事業点検評価報告書では、当該事業の今後の対応として要保護児童生徒への就学援助費の中の学校給食費の支給額が、要保護者は国の基準に基づいて支給されるのに対しまして、準要保護者への

支給額がこれより低いということから検討を重ねるという記載になっております。これまでは要保護者と準要保護者では負担能力に違いがあるという意味から、学校給食費については準要保護者からは1割の御負担をいただいていたところでありました。この点については、準要保護世帯の状況を十分に精査検討いたしまして今後対応してまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** ぜひ直ちに対処していただきたいと思っているところでありますが、ちなみに要保護の関係で国の基準を満たしていないというふうなところは、県内でどういうふうなところが挙げられますか。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 自治体名ということでしょうか。（「はい」の声あり）

山辺町がそうだというふうに伺っております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** そうしますと、国の基準を満たしていないこの額で対処されているのは、本市と山辺町ということになるわけですか、この要保護についていいますと。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 準要保護者に対する支給が1割、寒河江市の場合は1割負担をいただいているんですけども、そういうふうに十分に実費全額というふうになっていないのは、全て調査したわけではありませんけれども、話を聞いているのは先ほど申しあげた自治体があるというふうに聞いております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** ちょっといまいちですね、この文書からしていまいち理解できないところがあるんですが、つまり寒河江市の支給額が要保護に関しては基準になっていないということなんですよね、この文書からすると。それじゃないんですか。

- 國井輝明議長** 草苺教育長。
- 草苺和男教育長** 要保護者については国の基準どおりです。しかし、準要保護者に対しては負担能力の違いからこれまで1割の負担をいただいていたということでございます。準要保護者に対してです。
- 國井輝明議長** 時間ですので、内藤議員。
- 内藤 明議員** 今の答弁でわかりました。いたしますと、この書き方がちょっと違いますね。ぜひそうした準要保護者についても、つまり要保護については国の基準を満たしているということなんですよ。ということからすれば、この文章、書き方がおかしいなというふうに思うわけですが、もう一回点検をなさっていただいてさらに御検討いただくようお願いして、終わります。

渡邊賢一議員の質問

- 國井輝明議長** 通告番号6番、7番について、4番渡邊賢一議員。
- 渡邊賢一議員** 市民クラブで社会民主党の渡邊賢一でございます。会派代表の内藤議員に引き続きまして、通告した2点について御質問をさせていただきますというふうに思います。

まず、秋も深まってスポーツの秋ということで、今週日曜日行われました西村山地区第63回の駅伝競走大会では、寒河江市チームが8連覇を達成するというふうなこと、いよいよ県の女子駅伝大会についてもあさって、日曜日開催されるということで、女子についてはおとし、3位入賞ということで、去年は若干振るわなかったんですけども、ぜひ頑張っていたきたいなというふうに市民挙げて応援をしていきたいと思っているところでございます。

先ほどは佐藤市長、3期目に向けて揺るぎない政治理念とかたい御決意を表明され、私も心強く拝聴したところでございました。これまで

市長は、財政健全化を最優先にしてこられたところは市民も高く評価されているわけですが、洋樹市長のスマイルシティ像を、またそのカラーをさらに鮮明にさせていただき、第6次振興計画のアクションプラン、諸課題中、もっと見えるハード面の整備についてもぜひ進めていただきたいんだと。その手腕に多くの市民の皆さんが期待を寄せておりますので、私からもお伝えをさせていただきたいというふうに思います。

さて、これは全国の郵便局に張られているポスターでございます。郵便局のほうでは8月に張り出したようなんですけれども、身近な介護、誰にでも起こり得る介護ということで介護の準備はお済みですかということでございます。平均寿命と健康寿命の差ということでありまして、男性は、これはちょっと前の数字だと思うんですけども平均寿命が80.5、健康寿命が71.19で、その差が9.31年だと。女性に関しては、平均寿命が86.83、健康寿命も74.21で、ここはもっと大きく12.62年というふうな結果だそうです。75を過ぎると要支援、要介護の認定者も著しくふえてまいりまして、75から79までは14%、80から84までは29.6%、85以上になると59.6%ということで約6割の方がそういう対象になってくると、加齢とともに増加しているというふうな結果でございます。

そのサポートについても4年以上というのが本当に多くなっておりまして、50%近い人が4年以上ということになります。それにかかる費用が初期費用で252万円とか、居宅サービスであっても12.4万円、施設でいうと29.1万円という、こうした数字が出され、非常に医療介護の問題については喫緊の最重要課題だというふうに思っております。

それに対しまして安倍政権は、新自由主義的な政策を強引に推し進め、医療制度改革と称して格差、貧困、不平等を拡大させ、自己責任と

称してさまざまな支援を打ち切っております。高齢者の医療介護の自己負担を来年度からさらに引き上げる方針だということで報道されました。特に破綻したアベノミクスによって若者を中心に派遣職員や臨時、パートなど非正規労働者が増加している。その中で国民健康保険納付もままならない、さらには無保険状態にある人も非常に多いということで多くの市民の方は未来への不安を訴えているわけでございます。

厚生労働省の具体的な医療、介護の再編イメージということで出されているものからすれば、医療、介護の連携を推進させる地域包括ケアシステムへの再編を誘導しているわけですが、本市の地域医療、介護福祉そのものに大きな影響を及ぼすこうした流れに対して、私たちは地域社会のセーフティネットをどう守っていけばいいか、あるいは全ての市民が人として生き人間らしく高め合い、命の尊厳を大切にしていける社会を地域で、多くの力で守っていかねばならないというふうに思っています。

通告番号6番、人といのちが輝く地域医療の充実について御質問をさせていただきたいと思っております。

私は、さきの3月議会でも市立病院の経営形態の見直しで質問をさせていただきましたけれども、経営改善に向けた多くの効果が期待されるということから、本年4月から地方公営企業法全部適用によって久保田病院事業管理者をお迎えしながら、経営組織、人事の全権を集中掌握されているわけでございます。

この間、2014年度、15年度の医業収支比率であります。71.5%、それぞれ71.5%ということで横ばい、しかしながら、病床利用率というのは2014年度が60.1%、直近の数字で2015年度は54%まで落ち込んでいるというふうなことで、10年後の数値目標である医業収支については82.7%、病床利用率は70.4%に向けてさらなる

経営改善が求められているというふうに思っています。利用者でもあり納税者でもある市民の皆さんからも多くの関心と期待が寄せられているわけでもあります。

そこで、(1)でございますが、市立病院の大規模改修計画について御質問させていただきます。

市民の皆さんからさまざまお聞きするのは、循環バスも利用している、病院にも行きやすくなった、病院の前の道路拡幅も工事、進められている。そういったことも大事なんだけれども、市立病院をもっとよくしてくれというふうな声でありまして、多くの市民は病院の充実を望んでいる。そこで働く皆さんも非常に関心が高いということでもあります。

1973年、昭和でいうと48年に建築をされ1990年、平成2年に増築した病院の建物と建築設備につきましてはかなり老朽化が進んでいるわけでもあります。特に配管についてでございますが、同じ50年近くたっている建物、先日、陵東中学校のPTAの皆様と懇談があったわけですが、学校も築後50年を迎えるというふうなことで水道管破裂が続いているそうです。廊下、教室は水浸し、雨漏り、トイレも一時的に使用不能という状況も伺っており、6次振興計画の中にも病院の快適な施設環境の整備というものを主な取り組みの一つに挙げておられますけれども、ぜひ手おくれにならないように計画的な更新整備をやる必要があるのではないかとこのように思います。

そこで、建築基準法上の建物の耐用年数、耐震基準に向けての対策や配管等、建築設備の老朽化の現状を踏まえて大規模改修、大手術を私はすべきだというふうに思うんですけれども、そのお考えについて病院事業管理者の御所見をお伺いしたいと思います。

○國井輝明議長 久保田病院事業管理者。

○久保田洋子病院事業管理者 病院の建物の耐用

年数と耐震基準についてからお答え申し上げます。

市立病院本館は鉄筋コンクリート造で、昭和48年10月、現在地に病床数60床の病院として新築移転を行っております。また、平成2年には新館を増築して病床数を増床し、現在に至っております。

本館は43年、新館についても26年がそれぞれ経過しており、減価償却資産の耐用年数の省令にある病院施設の耐用年数は39年から算出しますと、本館は4年が経過し、新館は残り13年となっております。昭和56年以前の旧耐震基準の対象となった本館については、平成23年度に実施した耐震診断の結果、1、2階は耐震基準をクリアしておりますが、本館屋上にある当院のシンボリックな塔屋部分については、倒壊または崩壊の危険性があるため、解体撤去する必要があるとの診断を受けました。塔屋最上階には貯水槽やエレベーター機械室等があり、それらを移設、新築するとなると莫大な経費を要してしまうことから再検討を行い、補強工事でも耐震化が図られることが判明し、平成26年度に耐震設計、翌27年度に耐震化工事を施行し、耐震基準を上回り、倒壊または崩壊の危険性が解消されました。これにより全ての施設が耐震基準を上回るものです。

次に、老朽化についてですが、本館の施設設備については平成6年度に給水給湯管更生工事を実施、また平成20年度には本館2階第一病棟の改修工事を実施し、内装やトイレ、浴室、デイルーム等の模様がえをしました。それ以降の年度においては、本館エレベーター及びボイラーの入れ替え、また新館についても冷暖房機や電気設備の改修も実施しております。

これまで診療診察の妨げとならないよう配慮しながら修繕等で対応しており、過去5年間、平均で年間1,350万円程度の修繕費が投入されております。

御質問にありましたように、本館の管更生工事から20年以上、新館についても築25年以上経過しております。さらには本館の受電・変電設備、新館エレベーターや旧排水設備等建築当初のものが数多くあり、交換のための修繕部品の供給が困難になってくることも考えられ、予算化を図りながら計画的に更新をしていく予定です。

本館は減価償却資産としての耐用年数は過ぎているものの、耐震工事も完了しておりますし、新館についても必要な施設設備の修繕更新等、引き続き長寿命化を図るべく、起債等を財源とした改修を計画し、これまで以上に安全で安心できる地域医療の拠点施設として整備、計画してまいります。

現在策定中の平成29年度から32年度までの新改革プランにおいて施設設備計画を作成し、プランに基づき実行してまいります。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 午前中の私の質問の中で1点だけちょっと数字的な間違いがございましたので、冒頭訂正させていただきたいと思います。

決算統計集計値の速報値に基づく病床利用率につきましては、私、一般病床の分「54.0」と申しあげたんですが、全体では「59.3%」ということでありましたので、そこは議事録、訂正をお願いしたいと思います。

午前中の質問で事業管理者のほうからは、新改革プランに基づく修繕計画を立てて引き続き必要なところは修繕していくんだというふうなことでしたので、ぜひ手おくれにならないようなことでお願いをしたいと思います。

(2)のほうに入りますけれども、地域医療構想に基づく市立病院の新改革プランについてでございます。

9月の県の医療審議会で確定した地域医療構想、この内容に基づいて市立病院の位置づけと役割というものはどのように御認識なのか御所見をお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** お答え申し上げます。県から示されました地域医療構想では、将来における人口動態、疾病構造の変化、基幹病院までのアクセス時間などの要因を勘案し、村山2次医療圏域が構想区域と設定されております。

村山構想区域における人口動態及び医療機関数、医師数、受診動向等から構想の目標年度である2025年の医療需要に対応していくため、病床機能の分化、連携、在宅医療の充実、人材の確保育成が課題解決の施策の視点であるとされております。

また、村山構想区域における目標年度の病床必要量の推計として、急性期病床が1,456床過剰となり、回復期病床が708床不足すると見込まれており、将来の医療需要に対応する体制整備が必要とされております。

村山2次医療圏域の医療施設の現況は、山形大学医学部附属病院及び県立中央病院が3次医療機関として高度な特殊医療を提供し、山形市立病院済生館、山形済生病院、県立河北病院等が2次医療機関の中の基幹病院として救急医療や専門性の高い医療を提供しています。

さらに、西村山地域については、救急医療や専門性の高い医療は県立河北病院のほか、山形大学医学部附属病院、県立中央病院、山形市立病院済生館、山形済生病院など山形市内の病院が担っている状況にあります。寒河江市立病院を含めたその他の2次医療機関のうち、病床利用率の低い病院は地域包括ケア病棟や回復期リ

ハビリテーション病棟など回復期の医療を提供する方向への転換や規模の適正化を進めるべきであると構想の中で示されております。

また、地域包括ケアシステムを担う介護施設等との連携を図り、在宅医療を推進するため地域全体で検討を進めることが必要であるとされております。

この中で市立病院は診療所や基幹病院との連携を図り西村山の地域医療の中核的病院として重要な地位にあるものと認識しております。市立病院が地域医療に貢献できる病院としての役割を果たしていくためには、地域住民のニーズ及び患者様の通院距離や通院手段など、高齢者等の利便性の観点から地域医療構想で示されているような回復期、慢性期医療の充実を図ることとともに、基本的な急性期医療の提供体制も維持する必要があると考えております。

また、内科、整形外科を中心にした診療科目のほか、リハビリテーションにおいては、地域の拠点となる医療機関としての役割を果たすべきであると考えております。

今後も受診動向を考慮し、病院経営の安定と適正化を図りながら、現在担っている診療体制に加え、訪問診療や訪問リハビリテーション等回復期の診療機能の整備、充実を図るなどニーズを的確に捉え、医療環境の変化や医療制度の改定にも柔軟に対応する視点が重要であると認識しております。以上でございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。新改革プランにおける位置づけ、今お話しあったわけですが、私どものほうでもいろんな資料を見せていただきますと、総務省では公立病院の改革ガイドラインというものを示して今年度末まで具体のプランの中身をしっかりと打ち出せということになっていまして、特に経営効率化が図られない場合のさらなる経営形態の見直しまで踏み込んだものとなっております。

今ありました御答弁の中でも診療科目及び病床数の考え方については具体的な数字、どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** 今、具体的な数字というのは持参してまいってはございませんが、新改革プランでは、診療科目や病床数、医療職等を含め当院が有する現在の診療体制の中で、どのようにして経営の健全化、効率化を図って住民の方々のニーズに応じていくかを重視して環境整備をしていく所存でございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** だとすると、またこれからの検討になってくるのかと思うんですけども、事業管理者のほうからありました地域包括ケア病棟や回復期のリハビリテーション病棟については、村山圏内の2次医療圏の中で708床ほど不足するんだということもあって、そちらにシフトしていくのではないかと素人からすれば考えますけれども、そこはいかがですか。

○**國井輝明議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** 病棟や病床数につきましては、現行の診療体制の中で当院の診療機能をいかに生かし、効率的に運営していくかが課題であると考えております。このためにも地域医療構想に示されている回復期機能への転換や充実、病床規模の適正化を基本方針として、今後、現在、一般病床の中に含まれております地域包括ケア病床の増床や病棟への転換を考慮しつつ、回復期、リハビリテーション病棟の開設につきましても検討を行い、地域住民のニーズに沿って柔軟に対応し、良好な医療を提供してまいりたいと思っております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** わかりました。

それで、もう一つが休日夜間などを含めての救急医療の対応についてでございます。議会報告会などで市民の皆さんからお聞きするのは、

救急患者の受け入れ拒否、例えば先生が担当外などの理由で他の病院へ搬送を余儀なくされるというふうなことなども苦情というか、お話が出ておまして、残念ながらそういう声もお聞きするわけです。これは裏を返せばというか、市立病院に対して信頼を寄せているからこそその市民の声だと私は思うんですけども、そうしたところに応えるような体制というものはどうお考えでしょうか。

○**國井輝明議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** 休日夜間の救急医療対応につきましては、当院では当直医が1名で対応しております。それぞれの医師の専門分野で診療しているものであり、例えば整形外科医が心疾患や脳血管疾患を診察させていただいた場合や内科医が骨折などのけがを診察させていただいた場合、診断のおくれや治療の不備等、患者様の不利益につながるおそれが高くなってくる可能性があります。幸い当院から車で二、三十分以内に高次機能病院があり、当院の設備、スタッフ数を鑑みて他医療機関に御受診いただくことでよりよい結果が予想される場合もあり、そういった患者様には他の救急病院に受け入れていただいているのが事実ではございます。

また、救急車の搬送受け入れにつきましては一刻を争う状況でありますので、救急救命士、救急隊からの連絡を当直医が直接受け取り適切な対応を指示しているものであり、さらに重篤な患者様に関しましては、高次の救急病院に直接搬送され一刻も早い最良の治療が受けられるように配慮しております。

しかし、現在のところ、専門性の高い分野も含めまして当院で最良の治療を提供できると判断した患者様を年間400件以上、救急搬送として受け入れております。西村山の地域医療における中核的病院の一つとして役割を十分認識しながら、患者様の命を最優先に考え現診療体制の中で受容できる最大の範囲で対応していける

よう職員の意識を改革してまいっております。病院内においても、救急体制への共通認識と意識向上を図る上で救急対応マニュアルを改めて整備するなど、医師を初めとする医療スタッフへの意識の浸透に向けた取り組みも現在、進めているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** わかりました。先ほどの答弁の中にもあった、今後、在宅医療とか在宅介護との連携ということも大きな課題であると思いますので、そうした点についても、やはりマンパワーがなければだめだというふうに思います。

この計画については今年度中ということで、既に山形市の済生館については具体的な数値なども示されて市民への説明会とか議会への提案などが今度の議会であるんだそうですけれども、本市においてプラン策定までのスケジュールは今後どうなっていくのかお示しいただきたいと思えます。

○**國井輝明議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** プランの策定につきましては、寒河江市立病院が置かれた状況の中で病院の基本理念と住民のニーズに沿い、さらに地域医療構想との整合がとられた新改革プランを策定すべく、プランの策定段階から職員の改革意識の醸成を図るため、院内の各セクションの代表で構成する新改革プラン策定事務局会議を組織し、協議を進め、管理職で構成する同院内検討委員会による協議、さらに市民を含めた市及び関係機関の代表者による市策定検討委員会による協議を重ねていくことを申しあげてまいりました。

現在、院内において素案、すり合わせと数値目標等の設定作業を進めており、年内をめどに市策定検討委員会の実施を予定しております。年明け以降にも会議や検討を重ね、プラン策定の進捗状況に合わせ議会への説明やパブリックコメントなどを通し広く御意見を頂戴しながら、

市民のニーズに沿い良質な医療の提供と健全経営につなげるべく、効率性が伴いバランスのとれたプランになるよう今年度末の策定に向け作業を進めてまいります。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひ丁寧に進めていただきたいなというふうに思います。

続いて(3)の医師及び看護師等の人材確保の課題でございます。

現在の医師の配置数については、4月以降、減ったということなどもあって常勤医師が9名、あとは派遣の非常勤医師で何とか頑張っていたというふうなことであります。

今後のドクター、医師の確保の見込みについて、また最大限の努力をお願いしたいわけですが、その展望についてその医師の人材確保についてはどうお考えでしょうか。

○**國井輝明議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** 現在、市立病院の常勤医師数は9名となっており、内訳は内科5名、外科1名、整形外科3名であります。ことし4月末で内科医師が1名退職し、9月末には外科医師が人事異動により転勤となりましたが、後任の常勤の医師確保は現在のところ、見込まれていない状況にあります。

このため、4月当初と比べると2名減の体制となったことから、常勤医師がそれらを分担しながら日々、外来入院の診療に当たっております。また、外来診療については、これまで内科、整形外科、眼科、皮膚科の派遣医師に診療をお願いしているところであり、退職した内科医師の診察枠については常勤医師と派遣医師がそれぞれカバーしながら対応しております。

休日夜間の日当直につきましては、不足した2名の常勤医師を補うため、山形大学医学部に要望し、日当直の一部について派遣をいただくことになり何とかローテーションを守っている状況であります。

現在ある定数との乖離についてですが、御存じのように、医師不足による医業収益の低迷が病院経営に直結するものでもあり、当院における最重要の課題と認識しております。慢性的な医師不足の対策についてであります。当院の医師は全て山形大学医学部の医局に属しており、医師確保につきましては山形大学医学部を主たる頼りとしております。県内医療機関へ医師の適正配置を決定する山形大学蔵王協議会には、着任早々、当院の困窮する現状を要望書として提出するとともに、訪問要請活動を行いそれぞれの医局の教授に対しましても医師確保を懇願して回っているところでございます。しかしながら、山形大学医学部の医局内でも開業予定の医師や海外留学する医師がおり派遣する医師の余力がないと言われている現況であります。さらに、着任以来、山形県健康福祉部に赴き当院の現状を説明してまいっております。

このような中で、まずは蔵王協議会のあっせんにより10月以降の当直体制を維持していくため、月3回、日当直の派遣をいただけることになりました。医師確保については常勤、非常勤を問わず今後とも山形大学医学部蔵王協議会を中心に働きかけてまいる所存でございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 大変な努力されているということ、共有したいと思っておりますが、ぜひ今後配置できるように引き続きの取り組みをお願いしたいというふうに思います。

さて、看護師の件については、いろいろ資料を見せていただいたわけですが、今、在職中の皆さんの平均年齢が47歳ということで県内の自治体病院でも最高齢の水準というふうにお聞きしております。

そうした現状を踏まえた中長期的な採用計画による人材確保についてお聞きしたいと思っておりますが、即新規看護スタッフが即戦力というふうにはなかなか切れないというふう

に思いますので、ぜひそうした状況、あと県内にはこれはおととの調査の数字ですが、県内で497人の看護師が不足しているというふうな現状もありまして、どのように人材確保をし、人材を刷新していくのか、そこもぜひお聞きしたいと思っております。

○**國井輝明議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** 今年度末の看護師年齢構成は、正職員の看護師数は71名で、そのうち50代が34名、47.9%を占め、うち55歳以上は11名、15.5%です。40代が26名で36.6%、30代が11名で15.5%となっており、平均年齢はさっきお調べいただいたよりもさらにふえて、平均年齢は48.1歳と高い数字となっております。

御質問のように、平均年齢を踏まえた中長期的な採用計画のことではありますが、医師確保もさることながら、今や看護師確保も全国的に困難な状況にあるのが現状であります。県内においても看護師の県外流出対策を初め、あっせん業者を活用した県内外からの積極的な採用、さらには奨学金貸与制度による採用等、多くの病院が看護師確保対策に困窮している状況にあると聞いております。

当院におきましても、県内における看護師確保の困難な状況を踏まえ、今後の年齢構成や将来的に必要な看護師数を考慮し、本年、看護師の採用試験を実施し、来年度4月から3名を採用することとしたものであります。

また、看護師の新規採用は新陳代謝や意識改革、モチベーションの向上が図られるとともに、当院に求められている医療安全や感染対策、栄養サポート等の専門性はもちろん、施設基準や加算の取得による収益性も考慮したものであり、今後とも必要な看護師数について計画的に、継続的に実施してまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。この課題につきましては、市民生活に直結する最重要

課題だというふうに思います。人材確保、特に医師と看護師についてはこれまで以上のまた取り組みをお願いしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

さて続いて、時間も限られておりますので、通告番号7番、笑顔あふれる健康長寿社会の地域包括ケアシステム構築に向けた課題解決について御質問をさせていただきたいと思っております。

時間の関係で説明は省かせていただきますが、昨年4月からの第6期介護保険事業計画が始まって、介護保険料の改定による影響、サービスの確保、利用しやすさなど市民利用者の声をこの制度に反映して市民の皆さんが納得の得られる介護保険制度をつくるんだということが目的と伺っております。現在、2年目に入ったわけですが、この中身について二、三お伺いしたいと思います。

要介護認定者数が非常にふえてまいりまして、推計値なども出されていると思うんですけども、直近の数字では高齢化率が29.6%、そして要介護認定者2,449人というふうなことでありまして、どのように問題認識についてお考えか、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 要介護認定者の現状、それから計画の進行とその課題認識ということでありまして、ことしの3月末現在の65歳以上の要介護認定者数というのは2,421人でありまして、前年より6人ふえております。計画値で示した数値よりは逆に93人減となっております。

また、認定率についても19.4%、前年より0.4ポイント減でありまして、計画値は20.8%でありましたから1.4ポイント減と、こうなっているところでございます。

そういった意味で計画の進行状況ということになります。先ほど申しあげましたとおり、認定率が計画よりも低かったこと、さらには総保険給付費が計画より0.5%減の34億1,700万円

であったこと、さらに現在、特養等の施設整備が計画どおり順調に進んでいること、またその整備終了後の合計のベッド数が338床となりますので、第1号被保険者に対する施設整備率が2.7%というふうになります。県内13市の中でも上位をうかがえる状況になっていくのではないかと考えております。そういう意味で、3カ年計画の1年を経過した現段階では、おおむね順調に推移をしているものと認識をしております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。その中でも今、市長の答弁の中にもありました特別養護老人ホームの整備について、計画の中では入所待機者を解消していくんだというふうなことで上がっているわけです。在宅で介護を受けて入所の待機をされている方の現状、特にひとり暮らしの方も非常に大変な思いをされているというふうに思うんですけども、この施設の整備についてのこれからの状況と解消に向けた方策についてはどうお考えでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ことし9月末現在の特別養護老人ホーム入所申込者で在宅で待機している方々の人数は、要介護3から5までを合わせますと127人でありまして、うち要介護4、5の方は79人となっております。ひとり暮らしの方は要介護3から5までを合わせますと13人、要介護4、5については5名となっております。

そして、先ほど施設整備のお話を申しあげましたが、現在は3施設で260床を有しているわけでありまして、第6次の介護保険事業計画によりまして78床増床して338床へと向かっているところであります。

そういったことで、この施設が整備をすることによって来年度には要介護4、5の方がほぼ全員、入所できる定員というふうになるかというふうに思います。

ただ、今後の見通しでありますけれども、御指摘のとおり、高齢化率、年々上昇しているわけでありまして、待機者数などについても増加が見込まれるわけでありまして。新たに30年度からの次期の介護保険事業計画の策定に当たっては、さらに高齢者ニーズ、さまざまな需要の精査を行いながら、また一方で、介護保険料の影響なども十分考慮しつつ、適正規模の施設整備というものを検討していく必要があるというふうになっているところでございます。

また一方で、施設入所の対象となるような要介護度の高い方をふやさない、いわゆる介護予防事業というものをさらに一層取り組んでいく必要があるというふうに認識をしております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 今の答弁にもあったわけですが、一時的には待機者が減るといふようなことはあっても、先ほどの表とか数字、申しあげたわけですが、これからどんどんふえ続けていくであろう中で、根本的な解決にまだまだ至っていないというふうに私も認識しております。高齢化がピークを迎える9年後、2025年までの施設整備というものは本当に緊急課題だといふふうに思いますので、引き続き取り組みを行っていただきたいというふうに思います。

次の課題、地域の特性に合わせた在宅医療と介護の連携強化についてでございます。

寒河江市内、いろんな市街地と農村集落や中山間地域という状況からすれば、地域の特性に合わせてどのように進めていかれるのか、特に地域医療構想の中でも出されているかかりつけ医師の確保というものは進んでいるのかどうか。高齢者が自宅で亡くなった場合、かかりつけ医がいる場合はみとり扱いということがあるわけですが、そうした医師がいない場合は警察による検視が行われるような状況であります。特にひとり暮らしの高齢者が多い寒河江地区などアンバランスが生じていますので、そういっ

たところについてのお考えをお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御指摘のとおり、在宅医療ということについては外来医療のその先、終末期まで続く継続的な医療、そして患者の方の生活そのものを支える医療だと、こういうふうに言われているところでありますし、御指摘のとおり、寒河江地区のひとり暮らしの高齢者の方、それは医療機関に近い方もいらっしゃいますし、また中山間で医療機関から遠くお住まいの方もいらっしゃるわけでありまして、またそれぞれの御自宅の生活環境なども違いがあるわけでありまして、それぞれのケースに合わせて支えられる体制というのが必要であります。したがって、そういう意味で地域で医療、介護、福祉分野などさまざまな職種が綿密に連携していく環境づくりというのが重要になってきます。

そのため、西村山郡の医師会と連携をしながら1市4町が寒河江市西村山郡訪問介護事業団に委託をして、ことしの3月から在宅医療介護連携室たんぼぽというものを開設をして、医療介護従事者からの相談体制あるいは研修会を開催するなど在宅医療の推進に向けた、いわゆる基盤づくりを図っているところであります。

また、御指摘のとおり、かかりつけ医というのはさまざまな職種の連携を通じて医療と介護をつなぐ最も重要な役割を担っていく存在になるかというふうに思っているところでございます。

西村山郡の医師会においても、事業計画の中でかかりつけ医機能の充実と在宅医療の推進というものを掲げております。今年度から日本医師会が実施をしております日医かかりつけ医機能研修制度という制度に9名の、そのうち本市からは3名の方だそうではありますが、の方が受講し修了したと伺っているところであります。多くの会員の皆さんから研修を受けていただい

て、さらに在宅医療、介護連携の中核を担うかかりつけ医として育っていただければというふうに思っているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひこれも重要な課題ですので進めていただきたいと思っております。

(4)の認知症高齢者の生活支援について、時間も限られているので急ぎで質問させていただきます。

今週16日に本市の認知症サポーターなど市民、ボランティアの皆さんによる認知症の声かけ運動、「どさ、いぐなやっす」というのが行われましてニュースにもなっております。この活動を続けておられる皆さんには心から敬意を表し、感謝申しあげたいというふうに思います。特に私の母も認知症になってしまっただけで徘徊中にこの地域の方々から何度も助けていただいたことでもございました。

本市では地域の方はもとより、ひとり暮らしの支援、虐待防止、消費者被害防止などの取り組みをさまざま行っているわけですが、特に家族介護、ケアラーというんだそうですけれども、その方々への支援というものはどのようにお考えなのかということです。特に孤立化して不安や悩みを抱え込まないように支援していただきたいというのがあります。紙おむつの負担軽減や介護者の家族介護の交流の場があるそうですけれども、なかなか周知されていない現状などもあると思いますので、それに向けた取り組みについて御所見をお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 認知症の御家族を介護されている皆さんには、本当にその日ごろからの御労苦に私からも敬意を表したいというふうに思います。

家族介護の大原則というのは、家族の方自身が健康であること。そして、家族の暮らしが安

定していること。そのためには社会が認知症に対する理解を深めるとともに、社会全体で取り組むということが大変大事になっているというふうに思います。

市におきましても、家族の方自身が健康でいていただくための事業として精神的負担やストレス解消を目的として、先ほどありましたけれども、年1回、日帰りの家族介護者交流会というものを実施をしているところでございます。今年度は10月17、25日の2回、開催をしております。35名の参加がございました。参加率ということでしょうか、参加率は9.3%と、参加された方からは大変好評であります参加率が大変低いということでもあります。これは何とか参加率、多くの方に参加していただくような工夫をしていかなければならないというふうに思います。

また、御指摘のとおり、認知症の不安、介護の不安の軽減というものも大きな課題でありますし、そういう窓口もつくって設置をしております。御家族の方が問題を抱え込んだり地域で孤立化することのないように、地域包括支援センターあるいは市の窓口のほかにも、専門家が相談に応じられ語らいの場となる認知症カフェを市内介護事業所2カ所に月1回開催しております。市報にも掲載し、毎月お知らせをしておりますが、これについてもさらに一層周知を図っていかねばならないと思っているところでございます。

また、御家族の暮らしの安定を目指す事業ということで先ほど紙おむつ支給事業の話もございましたけれども、まだ制度の趣旨というものを十分周知になっていない面がありますから、その点はさらに丁寧に我々も制度の趣旨を、あるいは制度の中身について御説明をしていく必要があるというふうに考えているところでありますので、今後とも家族介護の問題については社会全体で考えていく、取り組んでいくという

姿勢を我々も一緒に共有しながら支援体制を構築していければと考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。

次の質問は、先ほど市長の答弁にもあった高齢者の介護予防、これを推進していくことだというふうに思います。そのため、計画の中にもあるんですけども、その事業の評価について、特に婦人会とか老人クラブが解散した地区なども実際出ておまして、地域福祉活動が危機的な状況であるということも市民の皆さんから訴えられております。そうしたところを補完するような活動、取り組みなども非常に重要だと思いますので、その点についていかがお考えかお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御案内のとおり、老人クラブ、地域でのつながりが非常に強いわけで、言ってみれば人材の宝庫的なところがあります。また、婦人会については平成21年に全市的な組織がなくなったということですが、現在は女性の団体として地域の中で活躍されているというふうに伺っています。単位老人クラブの解散というものもふえてきております。また、クラブの会員自体が減っているということもあります。大変残念に思っているところでありまして、この点については、市としても老人クラブ連合会などともこれからのあり方なども含めて検討をしているところですが、そういった意味で大変大きな役割を担って、福祉の分だけではありませんが担っていただいておりますし、仮にあと、例えば老人クラブがなくなった地域などもあるわけですが、高齢者の介護予防の分野に関しては、そういったところでも町会長、あるいは町会の役員の皆さん、あるいは公民館などの役員の皆さんが高齢者を中心となって公民館などでサロン活動を行っている地域が多々あるわけでありまして、その分野

では我々としてはある程度補完していただいているんだなというふうに思いますし、公民館単位のふれあい元気サロンなどで活動をさらに我々としても一緒になって支援していきたいというふうに考えているところでございます。

それに社会福祉協議会の地域福祉推進員の方などもおられますから、そういった方々とも連携をしながら地域福祉のさらに充実、発展につなげていければというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** それで、最後の質問に入りますが、時間が余りありませんのでこれは質問というより要望に近いものでございます。

介護職員のさらなる処遇改善に向けた市独自の支援についてであります。今国会においても野党共闘による共同提案の一つ、議員立法15本出されておりますけれども、介護・障害福祉事業従事者の人材確保等に関する特別措置法案ということで、介護・障がい福祉事業従事者の賃金を1万円引き上げるというふうな法案であります。残念ながら与党の反対などで今どうなっているかわからないんですけども、私は、本当にこの介護現場でマンパワーを確保しなければならぬ中で、これは喫緊の課題だというふうに思います。介護職員の離職などもニュースになっておまして、非常に離職率が高い中で、施設はふやしても職員が採せなくなるということも含めてぜひその辺について改善をしていただきたい、市長の決意なども含めたお考えをお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 日夜高い志を持って厳しい現場で介護に携わっている皆さんには敬意を表したいというふうに思います。

寒河江市としてもそういった介護労働者の処遇改善については、ぜひ改善をしていけるように頑張っていきたいというふうに思いますし、

もちろん市だけの問題ではありませんから、これは全国の市長会を通じて国に対して提言を实际需要をしているところがございますし、また県を通じてその実現に向けて行っているところがあります。市として行えることは限られておりますけれども、何とかそういう意味で知恵を絞って介護に携わる方々の努力が報われるよう頑張っていきたいと思っております。（「質問を終わります。ありがとうございました」の声あり）

伊藤正彦議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号8番について、5番伊藤正彦議員。

○**伊藤正彦議員** 本日、最後になりました新政クラブの伊藤から一般質問をさせていただきます。

厳しい冬がすぐそこまでやってきたという感じのきょうこのごろになりました。昨年は記録的な暖冬でしたけれども、ことしは雪が多いのか少ないのか気になるころではありますけれども、関係者の皆様におかれましては、除雪等、冬に備えた準備を万全にさせていただきたいと思っております。

また、話は変わりますけれども、次期アメリカ大統領がトランプ氏に決定したということで、まさにきょう、安倍総理がトランプ氏と会談したところですが、今後のTPPとか安全保障政策にどのような影響が出てくるのか、私としても危惧されるころでございます。

さて、ことしの日本は4月14日に発生しました最大震度7の熊本地震、8月30日、1951年の統計開始以来、東北地方太平洋側に初めて上陸した台風10号、そして、10月21日の最大震度6弱の鳥取県西部地震といった大きな自然災害が発生いたしました。

そういった災害時には自主防災組織、これが大きな力を発揮することは誰もが認識されていることと思っております。6月定例会で私の住んでい

ます醍醐地区の自主防災組織の組織率が39.3%と非常に低いということを伺って愕然としたところでありますけれども、早速8月20日には6町会あります慈恩寺区に自主防災組織が設立されました。私もその設立の経緯等を見させていただきました。その役員の見学では市の危機管理室の方も来られまして災害の現状、自主防災組織の必要性、非常にわかりやすく御説明いただき、資機材の整備等、課題はあるにしてもそれは逐次考えていこうと。組織はすぐにでも立ち上げようということで即日、慈恩寺区には自主防災組織が設立されたというものです。

資機材の整備については、市の基準でいきますと組織設立時には購入費の4分の3以内で限度額30万円、2年目以降は防災マップの作成事業に限度額20万円、その他資機材の購入、防災研修会等の事業、防災訓練等の事業に限度額各10万円となっており、いずれも地元負担もあることからおいおい考えていこうというふうになったものです。

そして、翌月の9月18日は早速慈恩寺区で避難訓練が実施されました。避難訓練に始まり消火器の使用体験、心肺蘇生法から炊き出し訓練まで実施されました。この際、多くの参加者の方から、やっぱりこういう訓練もやらないとだめだねという声をお聞きしたところがございます。10月2日には白岩地区で市の防災訓練、そして、11月6日には多くの地区で消防団の防衛訓練に合わせた避難訓練が実施され、いずれも市民の皆様の防災意識の高さがうかがえる訓練であったと私は感じました。

これらを踏まえて、通告番号8番、安全・安心について御質問させていただきます。

まず、自主防災組織についてですけれども、組織率は6月の定例会でお伺いしたところでは、市全体で83.1%ということでしたけれども、今回慈恩寺区に設立されたことで数値は当然上がっていることと思っております。醍醐地区では日和田

地区がまだ残るわけですが、今検討中であり遅くとも来年度には100%になると確信しております。

そこで質問ですけれども、6月定例会以降、慈恩寺区以外で設立された自主防災組織はあるのか。そして、現在の組織率はどこまで上がったのかお伺いします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 伊藤議員御質問のとおり、自主防災組織の地区別の組織率ということで、6月議会にお答えをいたしました。醍醐地区、39.3%という状況でしたが、慈恩寺地区が設立されたことによりまして醍醐地区については62.0%となっております。先ほどの御質問では来年中には100%の率になるということでもありますから、我々としても大変ありがたいと思っていますところでございます。

今年度、新たに設立したところでは、醍醐地区以外では八幡町が設立をしております。10月末現在、自主防災組織数というのは70団体でございます。市内202町会のうち、158町会が加入をしております。世帯数に対する組織率でございますが、現在83.9%ということになっております。

○**國井輝明議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 努力の成果が少しずつ出ているということで、引き続きないところの地域ですね、意識はあってもどうやってつくったらいかがいがあるかと思しますので、その辺のところは親切に対応していただいて早目の結成に御尽力いただければと思います。

さて、市内各地で自主防災組織の訓練が実施されていると思えますけれども、近年の訓練実施状況、ここ3年で結構ですので、どれぐらいの自主防災組織が訓練を実施しているのかお伺いをいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 各地区においては、防災訓練は

もちろんでありますけれども、それに加えて研修会による防災意識の普及啓発、さらには地域内での安全点検や危険箇所の把握などさまざまな活動を取り組んでいただいております。これらの活動も含めた実施状況でありますけれども、平成25年度においては、59組織のうち43の組織が実施をいただいております。72.9%であります。平成26年度は62組織中、42組織が実施をいただいております。67.7%、昨年度、平成27年度は66組織のうち53の組織で実施をいただいております。80.3%で実施をいただいているという状況でございます。

○**國井輝明議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 今の数字を伺いますと、非常に訓練実施率が高いんだなというふうに私も改めて認識をさせていただきました。

これまで実施された訓練から多くの教訓、課題等が得られたかと思えます。この際、危機管理室の方が実際に訓練を視察されて直接把握をされているという状況は私も承知しております。そのほか、地元から上がる教訓、課題といったようなものはどのようにして把握をされているのでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 自主防災会の訓練につきましては、各組織からの問い合わせや要望に応じて訓練計画の策定のアドバイスなどを行うとともに、当日には、先ほどありましたけれども、防災専門員を初めとして危機管理室の職員が参観をして、それぞれの地域の課題などの把握に努めているというところでございます。

さらに、年度末には自主防災活動実施状況調査表というものを各自主防災会に郵送をして活動の報告あるいはさまざまな課題、御意見などをお聞きしているということになっております。

その中でこれまでの課題として挙げられておりますのは、全体的になかなか参加者が少ないということ、それから一般的な訓練内容が繰り返

返されている、あるいは資機材が不十分だなどという声がありますし、役員の方からはリーダーとしての防災意識の習得が必要だなどということが挙げられているところでございます。

○**國井輝明議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** そういった教訓、課題等、上がってくると思うんですけども、これは市内全域で多くある、今66ですかね、ある自主防災組織が情報共有するということが非常に大事になると思うんですけども、この情報共有というのはどのようにしてなされているのでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** おっしゃるとおり、情報共有、課題を共有するということは大変大事なことであります。市内の各組織の情報交換、さらには研修を行って地域の防災力を強化、そして活性化していくということを目的に寒河江市自主防災組織連絡協議会というのが平成21年に設立をされております。毎年、総会を開催しているわけでありまして、それぞれの前年度の活動報告、あるいは整備の状況、それから今年度の事業計画、各研修会の案内などそれぞれの課題などについても情報を共有して意思を統一をしているというところでございます。

○**國井輝明議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** こういう情報共有というのは非常に自分たちのところだけではわからない部分というのをそういう情報が得られるということですので、ぜひ密に連絡をとりながらやっていただいで、ますます強固な自主防災組織になるように進めていただきたいと思います。

これら上がってきた教訓、課題等を踏まえてこれまで市としてどういった施策をとってきたかお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 防災会の皆さんからの御意見の中で、自主防災会の活動していく際のいろんな支援というものを何とかお願いできないかとい

う声がありました。そういった声を踏まえて地域防災力強化支援事業費補助金というものを整備をさせていただいて御活用いただいているところでございます。今年度は9団体の方から御活用いただいているところでありまして、防災資機材の整備、あるいは地区の防災マップの作成などに使っているところでございます。

また、防災組織の立ち上げるための寒河江市では自主防災組織育成事業補助金というものを設けさせていただいているところでございますし、こういった自主防災組織の運営などについて支援をしているという状況でございます。

○**國井輝明議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 市としていろいろ努力をされているということがわかりました。引き続きよろしくお伺いしたいと思います。

では、今後の施策ということで、どのようなことを今後やっていこうというお考えなのかお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど課題の中でも申しあげましたが、防災訓練の参加者が少ないということでもありますので、基本的にはその防災意識、減災意識の醸成というのは大変大事でありますから、さらに市の防災専門員あるいは外部の防災アドバイザーなどを各地で開催される研修会などに派遣をしているところでありますけれども、こういったことについてはさらに周知をして活用いただければなというふうに思っているところであります。

また、先ほど役員の方から、リーダーの育成のために何かできないのかという御指摘もありましたけれども、防災士養成講座あるいは自主防災組織リーダー研修会というものを御案内させていただいております。昨年度は4名の方が防災士という資格を取得しているところでありますけれども、こういった研修会などについて

さらに案内をして、多くの方がこの資格を取っていただきそのリーダーとして御活躍をしていただければなというふうに思っているところでございます。

また、一般的な訓練のみならず、実践に即した避難所体験訓練とか、水害に特定した避難訓練などということで新しい取り組み、提案などもさせていただければなというふうに思っているところでございます。ぜひ、それぞれの地域において課題があって組織化できないという問題点があるわけでありまして。ぜひその点を我々としても地域の町会長さん方なども連携を進めながら対応して、何とか組織率100%に持っていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 近年の自然災害の発生を見るにつけ、いつどのような災害が起きるかわからない、これまでにはなかった観測史上初といった事象が数多く発生しております。災害が発生した場合の復旧・復興が極めて重要なことは明白ですけれども、防災・減災もそれに匹敵するほど重要なことであります。ぜひ市長にはそのための予算措置もしっかりととっていただいて、安全に安心して暮らせる寒河江市を構築していただきたいと思います。そのことが、ひいては寒河江は安全、安心だから寒河江に住もうというような人を引き寄せることにもつながるのではないのでしょうか。よろしく願いをしたいと思います。

次に、観点を変えて救急救命の現状と今後の対応についてお伺いします。

救急救命の重要な存在として救急車及びドクターヘリというものがあります。これはまさに昼夜を問わず対応してくれる実にありがたいものです。ドクターヘリは大活躍かと思えます。

私も昨年の選挙でお世話になった方が、ちょうど投票日に心筋梗塞で長岡山から搬送されたという事実も知っておりますし、先月の10月22

日ですか、陵南中学校のグラウンドにドクターヘリがおり立つのも目の当たりにしました。私が聞いて見ただけでも2件、ドクターヘリがあります。

そこで質問ですけれども、近年のドクターヘリの市内への飛来、搬送実績、つまり要請件数と搬送件数についてお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御案内のとおり、ドクターヘリについては一刻も早く患者に救急医療を行うための医療専用ヘリコプターということになります。山形県が平成24年の11月から運航をしているところでございます。

その運航に際しましては、ドクターヘリと救急車の中継地点となる臨時離着陸場、いわゆるランデブーポイントというのが必要となりますが、市内には、先ほどお話しありました陵南中学校を含め22カ所のランデブーポイントが定められております。消防機関の出動要請によってヘリが飛来するというようになっております。

市内におきましてランデブーポイントへの要請件数、搬送件数ということで御質問がありましたが、西村山広域行政事務組合消防本部のデータによりますが、平成25年の要請件数は46件、搬送件数は31件というふうになります。要請したのが46ですが実際搬送したのが31と、こういう意味でありましたが、26年の要請件数は42件、搬送件数は35件、27年度においては、要請件数が41件、搬送件数が39件ということで、搬送の件数は年々増加している傾向にあるかというふうに思います。

○**國井輝明議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 今の数字を伺いますと、かなりヘリが寒河江には来られているし、搬送された方も三十数名ぐらいつつ毎年いるんだなど、多いんだなと私は思いましたけれども、それら搬送された方の病状というか、症状別の内訳等がもしわかればお願いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** これも同じく消防本部による27年のデータでありますけれども、疾患別の内訳ということになるかと思えます。先ほど搬送件数27年は39件と申しあげましたが、うち急病での搬送が28件、負傷などによる搬送が11件というふうになっております。急病による搬送28件のうち、最も多いのが心疾患12件、これは42.9%になります。続いて脳疾患が9件、32.1%、その他疾患が7件で25.0%というふうになっております。

○**國井輝明議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 今伺いますと、結構心疾患の搬送患者が多いなというふうに感じました。そういったことでもかなり救われた方もおられるんだろうなと思えます。

一方、各種訓練等、先ほど申しあげましたいろんな訓練の中で、必ずといっていいほど実施されているのが心肺蘇生法の展示、体験、これが実施されております。その際、AEDの操作についても実施されます。AEDについては、心臓マッサージをすれば約2倍、AEDを使えば約5倍助かると言われております。このAEDというのは、日本語にしますと自動体外式除細動器と非常に頭に入らない日本語ですけども、一般的にはもうAEDということで皆さん認識されているんだろうなと思えます。これは人命救助のために極めて有効な器具です。救急車及びドクターヘリとともに多くの方の命を救ってきたのではないかと思います。

日本循環器学会AED検討委員会と日本心臓財団によりますと、日本で院外、要は医療機関外での心臓突然死に至る人の数は毎年およそ6万人いるとされています。悲しいかな、その予防、予知には限界があり、頼みの救急車にしましても、平成27年版消防庁の統計資料によれば現場到着までには平均8.6分かかると言われております。除細動までの時間が1分経過するご

とに生存率は約7%から10%低下するというふうに言われています。また、心臓が血液を送らなくなると3分から4分以上で脳の回復が困難になるというふうに言われています。AEDの利用が救命に貢献しているということは間違いのないことである。次から数字ありますけれども間違いのないことであり、すなわちいかに早く対処するかということが勝負になるというふうに言えると思えます。

統計的には2010年の1年間で目撃された心原性心肺機能停止2万2,463件、これは目撃された、実際に見られた場合ですね、現場のAEDが使用された数は667件、約45%が救命されたということです。ただし、AEDが使用されたのは、今の数字からしますと3%、97%はAEDの恩恵を受けられなかったということになります。

平成27年版消防庁統計資料によれば、一般市民が目撃した心原性心肺機能停止は2万5,255件で2万2,173の方が亡くなったと。死亡率88%ということです。3,082人の方が助かったという数字になります。

そこで、AEDについてお伺いします。

AEDの市内公共施設への設置状況はどのようになっているかお伺いします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま伊藤議員御指摘のとおり、一般に突然の心肺停止事例が発生した場合に、目撃した一般市民の通報により救急隊が現場に急行し、迅速な救命措置が行われるわけにありますけれども、救急隊が到着するまでの間に居合わせた人により心肺蘇生法が適切に施された場合には、救命率やその後の社会復帰率が向上するというデータが消防庁の資料によって示されておりますし、また、AEDもすぐれた効果を発揮するということが言われているわけでありまして。

寒河江市におきましては、こうした救命救急

現場でのAEDの有用性というものを認識をいたしまして現在、市役所、ハートフルセンター、文化センター、地区公民館、小中学校、保育所など市民の方が多く集まる公共施設48カ所にAEDを設置しているところでございます。

○**國井輝明議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 最近では、公共施設以外にも大型スーパーとかコンビニなどにも設置しているところもふえてきております。市内では48カ所ということですが、では、寒河江市内でAEDを使用した実績というものはいくつあるのでしょうか、わかればお願いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** これも消防本部のデータによりますけれども、平成25年から27年までの過去3年間でAEDの利用実績というのは3件となっております。うち1件につきましては、AEDによる心肺蘇生を施したことによって心拍、自発呼吸が再開し、そして社会復帰に結びついたという事例がございます。

○**國井輝明議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 市内でもそういう実績があるわけですね。心臓関係というのは先ほどの統計からもわかるとおり、時間との勝負になります。白紙的には300メートルごとに設置されていれば、1分間150メートルというゆっくりした速度でとりに行っても、どこからでも1分以内にAEDが届いて5分以内で除細動が可能になるというような話もありますけれども、例えばドクターヘリが到着するまでにどれくらいかかるかというふうに考えた場合、三、四分というのはなかなか難しいんだろうなと思います。その到着までの間、救急車も含めてですけれども、それまでの間にAEDを使用することによって助かる方がいるというのは間違いなことだと思えます。

先日、ちょっと私も風邪を引きまして医者に行った際に待合室に張ってありましたチラシを

見ました。山形県の救急業務高度化推進協議会のもので、「あなたの勇気で救える命があります、245分の6」というものでした。これは何だと思われませんか。この数字は245分の6というのは、県内で平成26年に245の方が心肺機能停止で目撃されている。そのうち、一般市民の方がAEDを使用したのは6人、2.4%だったという内容のチラシでした。なお、全国の一般市民によるAED使用率は4.1%ということで、山形県は平均以下ということになるかと思えます。

皆さんも御存じの話かと思うんですけれども、一つの事例として、2011年8月、サッカーの元日本代表、松田選手というのが、J2の松本山雅の選手ですか、この方が公園グラウンドで練習中に倒れて帰らぬ人となったと。このときの状況としては、現場にいた2人の同僚が公園の管理事務所までAEDをとりに走っていったそうです。しかし、そこにはなかったと。実はその松本山雅が練習している市営サッカー場、いつも練習しているところにはAEDはあったんですけれども、当日はそこで少年試合が開催されていたということで練習場所を変更していたということで、こういった偶然による悲劇が生じたということがありました。

先ほど申しあげました日本循環器学会AED検討委員会と日本心臓財団では、場所、施設別AED設置の推奨度を3つのクラスに分けています。設置が必須と考えられる施設、設置が推奨される施設、設置を考慮してもよいと思われる施設の3つです。必須と考えられる施設には当然、学校、スポーツ関連施設、利用者の多い公共施設、医院等の小規模医療施設、推奨される施設には公民館と行政が管理する中小規模施設、消防署、消防団施設、そして、考慮してもよいと思われる施設にはコンビニやガソリンスタンドといったところが挙げられております。

また、AEDの施設内での配置に当たって考

慮すべきとして心停止から5分以内に除細動が可能である。現場から片道1分以内の密度で配置されている。誰もがアクセスできる。これは鍵がかかっていないとか、カードマンの方等が常にいるというところです。当然、AED設置にはお金がかかります。買えば25万円から35万円とかで、そのほかにケース等の附属品も数万円といったようなことがかかるようです。また、メンテナンス代、バッテリーとか電極パッドといったことで3年から5年の年次でかかります。今は5年契約のリースといったものも大分出回っておりまして月額6,000円程度のものもあるということです。

心臓突然死はいつどこで誰に起こってもおかしくはないと言っていると思います。したがって、一般市民がいつでも軽易に使える場所に設置してこそ、有効ではないかと考えます。住民が一番軽易に使える場所、施設といえば、私は公民館分館ではないのかなと思います。市街地、まちの中は商業施設を含めて結構多くの場所にAEDというものはあるんじゃないかと思いますが、中山間地を考えてみた場合、これは学校くらいしかないんだろうと思います。しかし、田舎ほど、私のところもそうですけれども、学校まで非常に遠い人が多いです。また、土日とか夜間、学校があいていない場合、どうなんでしょうか。

そこで提案ですけれども、AEDを公民館分館に設置することがより多くの方が使用でき、いざというとき命を救えるのではないかと思います。いかがでしょうか。確かに先ほど言いましたとおり、予算がかかります。61個ある分館、全部にではなく、現在の設置状況を考慮して優先順位を決めて逐次整備していくということでもいいかと思います。人口当たりの台数が多いほうが必ずしもいいわけではなく、費用対効果を考えると、結局使用されないAEDが多い場合、それらを設置するための費用は別の救

急医療等の費用に振り向けたほうがいいという見方もあります。私も一律に整備する必要はないと思います。

ただ、例えば観光客が多く訪れる観光地の状況がどうなっているのか。一例を挙げれば、慈恩寺には土日、結構観光客の方が来られていますけれども、活性化センター、下の駐車場になっているところにはありません。慈恩寺だけを見れば、醍醐小学校と本山の2カ所にあるわけですけれども、下の駐車場の場合は近くにあるのは醍醐小学校ということになります。しかし、一番観光客の多い土日は対応できるのかといったような、いろいろ考慮すべき要素はあるのかと思います。そういったことを考慮してきめ細やかな配慮の一つ一つが市民の安全・安心につながるものだと考えますので、ぜひその分館等の設置に前向きに設置を検討いただきたいと思うんですけれども、そうでないと、AEDの教育をしても身近に存在しないという状況では効果は半減してしまうということになると思います。

そこで、最後になりますけれども、AEDの設置箇所をふやすことについての市長の御見解をお伺いします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 伊藤議員御指摘のように、心肺機能停止の緊急時のときに市民の皆さんがAEDを使用できるような体制、システムというものを構築していくこと、大変大事なことでありますし、地域における救命率を向上させるという意味では大変有効な手段であると思っています。ところでございます。

そのためには、AEDの設置箇所、台数をふやしていくこと。そして、その設置場所などについては市民に周知をしていくこと。さらに、講習会などを開催をしてAEDを操作できる人をふやしていくことなど、ハード、ソフト両面にわたる体制の整備が必要だというふうに思っ

ているところであります。一体的にさらに御指摘のように効果的に効率的に進めていくということが必要かというふうに思っているところでございます。

そういうことのためにことし1月、寒河江市西村山郡医師会と1市4町自治体連携のもとに、西村山地域における救急医療体制の整備の一環としてこのAEDの利活用を推進することを目的として、西村山地域1市4町、それから医師会、消防及び保健所で構成をする西村山地方AED活用推進委員会というものを設立をされております。そして、この2月にはAED先進地から講師を迎えて、行政、民間を含めた地域におけるAEDの整備、活用のあり方などについて研修会を開催をしているところでございます。

先ほど伊藤議員から公民館分館にAEDの設置ということで御提案がありました。確かに市民にとって非常に身近な施設でありますので、そういった整備も大変有効かと思えます。

また、先ほど効果的なAEDの配置ということも御指摘をいただきました。私どもはまずもって公共施設については、先ほど48の施設にあるということを申しあげましたが、民間の施設などについて現在、どの程度のところに配備、設置がなっているのかということもあわせて民間施設、事業所なども含めた市内のAEDの設置状況というものを把握した上で、そして、AEDの空白地帯というものを解消していくことがまず必要になってくるのではないかというふうに思っているところであります。そういう調査などもさせていただいて御提案のような方法も含めて関係機関と連携しながら、AEDの整備について検討を進めて安全・安心なまちづくりに資していきたいというふうに思っているところであります。

また、御指摘の観光地へのAEDの設置につきましても、状況を調査しながら今後、検討をしていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 先ほどの「あなたの勇気で救える命があります」という以前に勇気を出せる環境にないというのであれば、これは逆にどうしようもないということになります。市民、そしてこれから多く訪れるであろう観光客等の安全・安心のためにぜひ前向きに御検討いただきたいと思えます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

散 会 午後2時30分

○**國井輝明議長** 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。